

多治見市水道工事標準仕様書

平成24年 7 月作成
平成26年 4 月改訂
平成29年 4 月改訂
平成30年 4 月改訂
平成31年 4 月改訂
令和 2 年 4 月改訂
令和 6 年 4 月改訂

多治見市 水道部 工事課

総目次

- I. 水道工事標準仕様書
- II. 工事関連書類の流れについて
- III. 施工管理について（段階確認、出来形管理等）
- IV. 写真管理について
- V. 工事関係書類様式
- VI. 施工計画書作成事例

I 水道工事標準仕様書

1. 総則

1. 1 一般事項 I -1

2. 材料

2. 1 材料一般 I -3

2. 2 管、弁、筐類 I -4

3. 管工事

3. 1 布設工事 I -8

3. 2 水管橋上部工事 I -18

3. 3 さや管推進工事 I -22

1. 総則

1.1 一般事項

1.1.1 適用範囲

この多治見市水道工事標準仕様書は、多治見市が発注する水道事業の工事の施工に必要な事項を定めたものである。本仕様書に定められていないことについては、原則として「岐阜県上水・工業用水道工事標準仕様書」に従うものとする。

1.1.2 受注者の負担

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 図面および特記仕様書にない軽微な事項に要する費用。ただし、工事施工上当然必要と認められるものに限る。
- (2) 各種の試験、検査および施工管理に要する費用。
- (3) 受注者は、工事完了後でも通水時などの必要に応じ、(2)に定める試験等に協力しなければならない。

1.1.3 工事内容の確認

受注者は、図面および特記仕様書の内容を十分把握するとともに、その内容について、機能、性能、施工および維持管理に支障があると思われる場合には、監督員に協議し、指示を受けなければならない。

1.1.4 工事現場管理

1) 配水池等の注意事項

受注者は、現に稼動している水道の増圧ポンプ場、配水池（以下「配水池等」という。）において工事に従事する場合、特に衛生面に注意し水の汚染の防止を十分するとともに、次の事項を厳守しなければならない。これに違反した者は配水池等からの退去を命じることがある。

- (1) 業務に従事する期間が1か月以上になるとき、または、送配水過程の水に直接接触れる機材の取り付け等の業務や直接接触れる可能性のある業務に従事するときは、次の書類を事前に監督員に提出すること。
 - ア 「水道法」第21条の規定に基づく健康診断を実施し、消化器系伝染病原菌の保有者でないことを証明する証明書。なお、証明書の有効期間は6か月とする。
 - イ 作業人名簿
 - ウ その他監督員が指示するもの。
- (2) 作業者は、監督員の指示により腕章又は記章を着用し、所属の分かるヘルメット等を着用すること。
- (3) 作業者は、劇物、毒物、油類及び汚水等により、水道水並びに水道施設を汚染してはならない。また、必要に応じ柵を設けるなどの措置を講じること。
- (4) 作業者は、非衛生的な行為をしてはならない。

2) 酸素欠乏症等の防止

受注者は、酸素欠乏症等を防止するため、酸素欠乏のおそれのある場所で作業を行う時は、労働安全衛生法の規定及び次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 酸素欠乏について特別教育、講習会を実施すること。
- (2) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者から、酸素欠乏危険作業主任者を選任すること。
- (3) 作業方法を確立し、施工計画書に含め監督員に提出すること。
- (4) 必要に応じて換気を行い、酸素濃度を18%以上に保つようにすること。
- (5) 酸素濃度の測定及び記録をすること。
- (6) 保護具（空気呼吸器、酸素呼吸器、ホースマスク、安全带、命綱）及び避難用具（梯子、ロープ）を備え、点検し、必要なとき使用できるようにしておくこと。
- (7) 監視人及び連絡人を配置すること。
- (8) 作業人員を点検し、定められた者以外の立ち入りを禁止すること。

1.1.5 監督員による検査(確認を含む)及び立会等

受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書（第1編 共通編1-1-20）に示すとおり実施すること。また、段階確認の内容については、表Ⅲ.1.1（p.Ⅲ-1）のとおりとする。なお、軽微なものや承諾図で確認ができるもので、監督員の承認を得た場合は省略することができる。

1.1.6 水質に関わる品質

ポンプ井、配水池等の新設工事、増設工事、又は改造に係る接水部の大部分について塗装、若しくはこれに類似する工事（モルタル工事を含む）の受注者は、当該施設が水質基準を満たすよう施工しなければならない。

2. 材料

2.1 材料一般

2.1.1 適用

- 1) 工事に使用する材料は図面及び特記仕様書に品質規格を特に明示した場合を除き、下記の規格に適合するものでなければならない。ただし、監督員が承諾した少量の材料及び設計図書に明示されていない仮設材料（主要なものは除く）については除くものとする。

日本工業規格(JIS)

日本農林規格(JAS)

岐阜県建設工事共通仕様書

- 2) 1)に示す規格に該当しない材料（管、弁等）、機器については、次の規格に準拠し製作承諾図を作成し監督員の承諾を受けなければならない。

日本水道協会規格(JWWA)

日本工業用水協会規格(JIWA)

日本ダクタイル鉄管協会規格(JDPA)

日本水道鋼管協会規格(WSP)

配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格(PTC)

- 3) 水道施設に使用する資材又は設備は、「水道施設の技術的基準を定める省令」の内容を満たすものでなければならない。

2.1.2 材料の検査（確認）等

管材の検査及び照会については、JIS、JWWA及びJIWAに準拠するほか表 I.2.1による。その他の水道用品についても準じて行う。

2.1.3 支給材料の取扱い

支給材料の貯蔵、保管、取扱いは十分注意して行わなければならない。

表 I.2.1 管材の検査および照合項目

品名	検査方法	検査数量	検査及び照合を行う項目
ダクタイル鋳鉄管	立会い及び書類検査	全数	形状寸法検査(抜き取り)外観検査(全数)
ポリエチレン管	同上	全数	同上
硬質塩化ビニル管	同上	全数	同上 形状寸法検査(全数)
弁せん類	同上	全数	外観検査(全数) 操作機能確認検査(全数)

2.2 管、弁、筐類

2.2.1 鑄鉄管

1) 直管

(1) 規格

直管はJWWA G 113(水道用ダクタイトイル鑄鉄管)に規定される規格品とし、種類、接合形式は図面及び特記仕様書によるものとする。ただし、NS形ダクタイトイル鑄鉄管のうちJWWA G 113に定めのないものについてはJDPA G 1042によるものとする。またGX形ダクタイトイル鑄鉄管についてはJWWA G 120(水道用GX形ダクタイトイル鑄鉄管)に規定される規格品とし、種類、接合形式は図面及び特記仕様書によるものとする。なお、JWWA G 120に定めのないものについてはJDPA G 1049によるものとする。

(2) 内面塗装

内面塗装はエポキシ樹脂粉体塗装とし、JWWA G 112(水道用ダクタイトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)によるものとする。

(3) 外面塗装

外面はJWWA G 113により塗装するものとし、塗料はJWWA K 139(水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)に適合したものをいなければならない。ただし、GX形ダクタイトイル鑄鉄管についてはJWWA G 120により塗装するものとし、JWWA G 120に定めのないものについてはJDPA G 1049によるものとする。

2) 異形管

(1) 規格

異形管はJWWA G 114(水道用ダクタイトイル鑄鉄管)に規定される規格品とし、種類、接合形式は図面及び特記仕様書によるものとする。ただし、NS形ダクタイトイル鑄鉄管のうちJWWA G 114に定めのないものについてはJDPA G 1042によるものとする。またGX形ダクタイトイル鑄鉄管についてはJWWA G 121(水道用GX形ダクタイトイル鑄鉄異形管)に規定される規格品とし、種類、接合形式は図面及び特記仕様書によるものとする。なお、JWWA G 121に定めのないものについてはJDPA G 1049によるものとする。

(2) 内面塗装

内面塗装は次によるものとし、種別は図面及び特記仕様書によるものとする。

ア エポキシ樹脂粉体塗装を行う場合はJWWA G 112(水道用ダクタイトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)によるものとする。

イ 液状エポキシ樹脂塗装とする場合は、JWWA K 157(水道用無溶剤エポキシ樹脂塗料塗装方法)によるものとする。ただし、枝管部など部分的にJWWA K 135を用いて塗装してもよい。

(3) 外面塗装

外面はJWWA G 114により塗装するものとし、塗料はJWWA K 1139(水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)に適合したものをいなければならない。ただしGX形ダクタイトイル鑄鉄管についてはJWWA G 121により塗装するものとし、JWWA G 121に定めのないものについてはJDPA G 1049によるものとする。

3) 継手材料

(1) 接合部品

接合部品はJWWA G 113及びJWWA G 114の附属書Aに規定される水道用ダクタイトイル
鑄鉄管及び異形管用接合部品の内、最新の規格品を使用するものとする。ただ
し、NS形ダクタイトイル鑄鉄管のうちJWWA G 113及びJWWA G 114の附属書Aに規定され
ていないものについてはJDPA G 1042の附属書1によるものとする。またGX形ダク
タイトイル鑄鉄管についてはJDPA G 1049の附属書1によるものとする。

(2) 特殊押輪

ア 特殊押輪は、駒又は楔^{くさび}を押ボルトによって管体に圧着し、水圧による管体
の抜け出しを防止する構造とする。

イ 材質、塗装は(1)のダクタイトイル鑄鉄管用接合部品に準じ、ボルト・ナットは
酸化被膜を生成させ塗装したもの、又は合金製とする。

ウ 受注者は、特殊押輪の納入に先立ち製作図を提出し、形状寸法、材質、塗
装、締付けトルク、許容水圧について監督員の承諾を得なければならない。

4) ポリエチレンスリーブ

ポリエチレンスリーブは、JWWA K 158(水道用ダクタイトイル鑄鉄管用ポリエチレンス
リーブ)による。

2.2.2 水道配水用ポリエチレン管

水道配水用ポリエチレン管はJWWA規格品またはPTC規格品によるものとする。

2.2.3 制水弁

1) 水道用仕切弁

(1) メタルタッチ仕切弁は、JWWA B 122水道用ダクタイトイル鑄鉄仕切弁によるもの
とする。

(2) ソフトシール仕切弁は、JWWA B 120水道用ソフトシール仕切弁によるものと
する。ただし、外ねじ式を使用する場合は図面及び特記仕様書による。

(3) 多治見市では地区によってバルブの開閉方向が異なる。地区に合わせた仕様
を選択する。

ア 笠原町 : 左回り開き

イ その他 : 右回り開き

2) 水道用バタフライ弁

(1) 水道用バタフライ弁は、JWWA B 138水道用バタフライ弁によるものとする。

(2) 水流は正逆両方向で使用可能な構造とする。

(3) 弁の開度は、角度及び%表示とする。

(4) 開栓器でのバルブ操作はハンドルの上から操作できるものとする。

(5) φ400以上については、支持脚付きとする。

(6) 多治見市では地区によってバルブの開閉方向が異なる。地区に合わせた仕様を選択する。

ア 笠原町 : 左回り開き

イ その他 : 右回り開き

3) 電動弁

(1) 弁本体

形式、構造は、仕切弁及びバタフライ弁の規格・構造に基づくものとする。

(2) 電動操作機

電動機は、全閉屋外型ブレーキなし、フランジ型3相誘導電動機高抵抗力ゴ型4極、15分定格E種とする。ただし、コントロール弁はブレーキ付き、30分定格とする。(連続定格とする場合は、図面及び特記仕様書による。)

ア) 電源、開閉時間、電動機出力、遠方開度計は、図面及び特記仕様書による。

イ) 電動操作機は、手動操作が可能な構造とし、電動操作時には、手動操作のハンドル車が回転しないものとする。なお、手動、電動の切換えはレバー方式とする。

ウ) 電動操作機には、次のものを内蔵しなければならない。

(ア)開閉用リミットスイッチ

(イ)開閉用トルクスイッチ

(ウ)インターロックスイッチ

(エ)端子台及び内部結線

(オ)防湿用スペースヒータ

(カ)現場開度指示計

仕切弁開度時計型、目盛mm表示

バタフライ弁開度全開、全閉を270度の広角表示

エ) 減速機は電動機とフランジにて直結した構造とし、減速機構は、ウォーム、ウォームホイールによる構造にて主減速するものとする。

オ) ウォーム部分は、グリスバス方式を原則とする。

4) 水道用急速空気弁

(1) 水道用空気弁は、JWWA B 137規格に準拠した水道用急速空気弁または消火栓付空気弁とする。ただし、消火栓はJWWA B 103規格に準拠しているものとする。

(2) 内面はエポキシ樹脂粉体塗装とする。

5) 水道用補修弁

水道用補修弁は、JWWA B 126規格に準拠するレバー式のボール弁型とする。

2.2.4 筐(マンホール蓋)

1) 弁筐の形状寸法は図面及び特記仕様書による。

2) 材質はJIS G 5502のFCD600-3とし、設計荷重は25トンとする。

3) 図面及び特記仕様書に示す文字のほか、製造会社名又はその略号と製作年度を鋳出すこと。

4) 製造

- (1) 製品は材料が均一で砂食い、鑄巣、その他有害な欠陥があってはならない。
- (2) 受枠と上蓋は、がたつきを生じないよう勾配接触面は機械加工すること。

5) マンホール蓋には「ロック機構」を設けること。

2.2.5 ふた(仕切弁)

仕切弁の蓋は口径を記載し青色とする。ただし、排泥弁の蓋には「排泥弁」と記載し、締切弁は赤色とする。

	色	記載事項
仕切弁	青	仕切弁 口径
締切弁	赤	締切弁 口径
排泥弁	青	排泥弁 口径
防火水槽	黄	防火水槽 口径

3. 管工事

3.1 布設工事

3.1.1 掘削工

- 1) 受注者は、掘削工に先立ち、土質、地下水位、井戸、沿線家屋及び地下埋設物等の状況を調査し、工事中の地山の崩壊による地下埋設物等の破損を防止するとともに、安全な施工方法を検討した施工計画書を監督員に提出しなければならない。
- 2) 受注者は、工事着手前及び工事中、必要に応じて地元住民及び通行者の理解と協力を得るため工事内容、工法及び工程期間等について周知しなければならない。
- 3) 受注者は、掘削工に先立ち試験掘りが必要なときは、監督員に協議し、指示を受けなければならない。また、地下埋設物管理者の立会いを求め、位置及び構造を確認し、その内容を監督員に提出しなければならない。確認した内容を完成図面に記入しなければならない。
- 4) 受注者は、図面及び特記仕様書に従い正確に掘削中心線の設定を行わなければならない。なお、試験掘り又は掘削の結果、図示の位置に布設できない場合は、監督員に協議し、指示を受けなければならない。
- 5) 掘削は、機械掘りを原則とするが、既設パイプ及びその他構造物に近接する場合は、人力掘削としなければならない。また、当該施設管理者の立会を求め、その指示を受け、適切な措置を講じなければならない。
- 6) 受注者は、掘削工において湧水がある場合は、監督員に報告のうえ協議し、指示を受けなければならない。
- 7) 受注者は、配水用ポリエチレン管布設において、施工基面から10cm下までに保護砂を設けなければならない。なお、過掘となった箇所および管周囲は保護砂により埋め戻し、十分に砂が行きわたるように突き固めしなければならない。
- 8) 受注者は、掘削工のうち、埋戻しに使用する土は掘り方の両側路に集積しないで仮置き場へ運搬すること。ただし交通の支障、掘削部への過大荷重及び工事施工上支障のない場合は監督員と協議し指示を受けなければならない。また、掘削土の仮置きを行う場合は、飛散防止の措置を講じなければならない。
- 9) 受注者は、掘削の長さについては、管布設の工程と照合し、その日の内に管を布設できる範囲にとどめなければならない。また、管布設後は速やかに所定の土砂で埋め戻し、掘削したまま放置してはならない。
- 10) 受注者は、施工不手際のため他の舗装に損傷をおよぼした場合は、受注者の費用で復旧しなければならない。

- 11) 受注者は、掘削内に既設埋設物があるときは、必要に応じ鳥居又は吊り防護等を行い、損傷を与えないようにしなければならない。
- 12) As廃材、Co廃材等の産業廃棄物は、建設リサイクル法および廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。また、残土処分についても適切に行うこと。

3.1.2 埋戻し工

- 1) 受注者は、埋戻し工においては、管に衝撃を与えないよう注意しながら機械投入するものとし、埋戻し土を運搬車両から直接投入してはならない。なお、現場条件等により機械投入できない場合については、人力投入とする。
- 2) 管周り(天端+10cm以上)までの埋戻しには、砂を用い、施工前に生産地、粒度分析の結果及び見本品等を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 3) 掘削発生土砂が、土塊や瓦礫、転石、木根、異物などが無い良質なものである場合は、監督員と協議のうえ承諾を得た場合に限り、埋戻しに使用することができる。
- 4) 埋戻しは管を損傷させないように、かつ偏心偏圧がかからないよう左右均等に層状(20cm以下)に締め固めなければならない。
- 5) 受注者は、埋戻し工については、水中埋戻しを行ってはならない。
- 6) 受注者は、埋戻し材の土質については、図面及び特記仕様書に指定されなくても埋戻し工に適合したものを監督員の承諾を得たうえ、使用しなければならない。
- 7) 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の埋戻し工においては、小型締め固め機により入念に締め固めるものとし、構造物に損傷または移動を生じさせてはならない。
- 8) 受注者は、管の下端、側部及び埋設物の交差箇所の埋戻し突き固めは、特に入念に行い、沈下の生じないようにしなければならない。
- 9) 受注者は、埋戻し工においては、路床の仕上げ面は均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。なお、監督員が必要と認めて指示する試験は行わなければならない。
- 10) 受注者は、管内に土砂及び工事用資材等を流入させてはならない。万一流入した場合は、監督員立会の上で直ちに除去及び清掃しなければならない。

3.1.3 付帯構造物

受注者は、管に付帯する構造物の築造に当たっては下記の事項に注意して施工しなければならない。

- 1) 鉄筋コンクリート造りの弁室等は、打継目、管貫通部、木コン等を漏水のないよう処理しなければならない。
- 2) 管が構造物を貫通する場合は、管と鉄筋が接触しないよう施工しなければならない。なお、鉄筋の組立て完了後、型枠を設置する前に、管と鉄筋の間に導通がないことをテスター等により確認し、また監督員の検査を受けなければならない。
- 3) 車道等に設置する構造物のマンホールは、出入りや作業のしやすい場所に設け、筐は舗装面の高さ及び勾配に合わせて取り付けものとする。
- 4) 別途舗装の本復旧工事を行うときは、マンホールを舗装の高さに調整しなければならない。

3.1.4 管類の搬入・保管・検査

- 1) 受注者は材料の搬入場所について、その都度、監督員と協議し指示を受けなければならない。
- 2) 受注者は、材料を搬入しようとするときは、その都度、材料承諾図、又は材料リスト等により監督員の検査を受けなければならない。
- 3) 受注者は、搬入資材を保管する場合は次の事項に注意し、管理しなければならない。
 - (1) 搬入資材の保管は、盗難や事故のないよう受注者が責任を持って管理しなければならない。
 - (2) 管は、台木の上に転がり止めを両端に入れ、転がりによる事故の防止をするものとする。
 - (3) 管を積み置きする場合は、以下のように留意する。
 - 【ダクタイル鋳鉄管】
φ 500迄3段以下、φ 600～φ 700は2段以下
 - 【水道配水用ポリエチレン管】
φ 50～100 7段以下、φ 150 5段以下
 - (4) 鋳鉄管は、受け口部フランジで隣の管を傷付けないよう受口、挿口を交互にして積むこと。
 - (5) 長期間資材置き場に保管する場合は、シート等で養生をすること。
 - (6) EF継手およびEF受口部の保管は、メーカー出荷時のダンボール等の梱包状態のまま、シートで覆うこと。

3.1.5 管の取り扱い

受注者は、管の取り扱いについては次の事項に注意し、管体及び塗覆装面に損傷を与えないようにしなければならない。

- 1) 管の小運搬、吊り込み、据付その他取り扱いに当たっては常に周到な注意を払い衝撃、墜落のないようにするとともに吊込み、据付時における台付けには巾広ベルト(ナイロンスリング)等を用い塗覆装面に損傷を与えないようにすること。損傷した場合はただちに監督員に報告を行い、その措置については監督員の指示に従わなければならない。
- 2) 管の支持材、すのこ等は、据付直前まで取り外さないこと。
- 3) 管内でずり搬出、グラウト等の作業を行う場合は、内面塗装に損傷を与えないようにゴムマットを敷き保護するものとする。
- 4) 管を仮置きする場合は、必ず枕木を使用するものとし、地面に直接置いてはならない。また、管内が汚れないようシート等で覆わなければならない。

3.1.6 管の据付

受注者は、管の据付けにあたっては、次により施工しなければならない。

- 1) 受注者は、管の据付けに先立ち十分管体検査を行い、亀裂その他欠陥のないことを確認しなければならない。
- 2) 受注者は、管の吊込みに当たって土留用切梁を外す場合は、必ず立柵を組み、安全に行わなければならない。
- 3) 受注者は、原則として低所から高所へ向け管布設を行わなければならない。
- 4) 管の据付けに当たっては内部を十分清掃のうえ、中心線及び高低を確定して、移動しないよう胴締めを堅固に行い、正確に据え付けなければならない。
- 5) 受注者は、既設埋設物と近接して工事する場合は、「地下埋設物の事故防止マニュアル(令和2年 中部地方整備局)」に従って作業を進めること。
- 6) 既設埋設物と近接して管を埋設する場合、離隔を原則30cm以上確保し、写真管理において離隔を明示すること。
- 7) 受注者は、1日の布設作業完了後、管内に異物が残っていないか確認し、管内に土砂、汚水等が流入しないよう管端部に仮蓋を設けなければならない。また、次に布設作業を開始する時には仮蓋を外し、埋設管内に異物、土砂、汚水等が入っていないことを確認し、管端部から管内の状況を写真撮影して保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

8) 管の布設位置

管の布設位置は、側溝の道路側端から原則1.0m以上とする。(図 I.3.1) ただし、試掘など現地調査をした結果、他の埋設物と十分な離隔が取れない等、支障する場合は、監督員と協議して埋設位置を設定する。

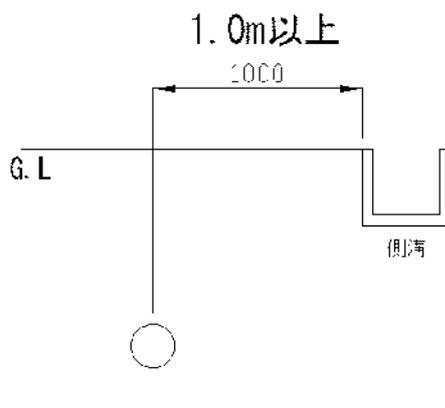


図 I.3.1 管布設位置

3.1.7 配管技能者

本項目については、原則として以下の項目を参考に作成された工事特記仕様書に従うものとする。

- 1) 配管作業に従事する者(配管技能者)は、豊富な実務経験と知識を有し、工事に熟練した者とし、経歴、資格等を記載した書面により、事前に発注者に通知しなければならない。なお、铸铁管接合の配管技能者については、2)、3)の資格要件、配水用ポリエチレン管のEF接合の配管技能者については、4)の資格要件を有すること。
- 2) 口径500mm未満の铸铁管接合作業に従事する者は、日本水道協会主催の配水管工技能講習会(講習会Ⅰ又は講習会Ⅱ)を受講し配水管技能者登録証を取得した者、または日本ダクタイトイル鉄管協会主催のJDPA継手接合研修会(耐震管φ450以下)を受講し受講証を取得した者でなければならない。
- 3) 口径500mm以上の铸铁管接合作業に従事する者は、日本水道協会主催の配水管工技能講習会(講習会大口径管)を受講し配水管技能者登録証を取得した者、または日本ダクタイトイル鉄管協会主催のJDPA継手接合研修会(耐震管φ500以上)を受講し受講証を取得した者でなければならない。
- 4) EF接合作業に従事する者は、日本水道協会主催の配水管工技能講習会(講習会Ⅰ又は講習会Ⅱ)を受講し配水管技能者登録証を取得した者、または配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)主催の施工講習会を受講し受講証を取得した者でなければならない。
- 5) 铸铁管接合作業に従事する者及び当該工事の主任(監理)技術者・現場代理人は、年1回以上、铸铁管メーカーの接合技術指導員による指導を必ず受けなければならない。

- 6) 鋳鉄管接合作業に従事する者のうちで、耐震型鋳鉄管接合作業の実務経験を有する者から、配管施工責任者を選任しなければならない。

3.1.8 メカニカル継ぎ手の接合

- 1) 受注者は、接合作業に先立ち挿し口外面の端面から約50cm間及び、受け口の内面に付着している油、砂、わらくず、その他の異物をきれいに除去しておかなければならない。
- 2) 受注者は、接合作業を行う場合、日本ダクタイトイル鉄管協会発行の接合形式に応じた最新の「接合要領書」（以下「接合要領書」という）により施工しなければならない。また、配管施工責任者は、接合要領書に従って施工されていることを管理しなければならない。
- 3) 配管施工責任者は、管種・継手構造に応じて「Ⅲ.4継手チェックシート」を用いて必ず施工現場にて直筆で記入するものとし、これを提出しなければならない。
- 4) 管の芯出しは、受け口端部の内側と挿し口外面の寸法（受挿し隙間）が均等（上下の差及び左右の差が2mm以下）となるように入念に行い、接合が終了するまで芯が出た状態を保たなければならない。
- 5) NS形ダクタイトイル鋳鉄管（口径500～700mm）では、バックアップリングの挿入後、受挿し隙間にゲージを挿入し、受け口端面からバックアップリングまでの寸法を測定しなければならない。測定した値が表 I.3.1 に示す参考値より小さい場合は、再度全周にわたってバックアップリングがロックリングに当たっているかを確認するものとする。

表 I.3.1 受口端面からバックアップリングまでの寸法（参考値）

呼び径 (mm)	受け口端面～バックアップリング 寸法(mm)
500, 600	51
700	61

- 6) 接合作業等（接合、切管、解体）に使用する器具は、接合要領書に記載の専用器具を使用しなければならない。
- 7) 受注者は、接合作業についてその都度、必要事項を様式で定める出来形管理表に記入しなければならない。

3.1.9 フランジ継ぎ手の接合

フランジ形継手の接合は日本ダクタイトイル鉄管協会発行の「フランジ形ダクタイトイル管接合要領書」により施工するものとする。

3.1.10 特殊押輪の接合

受注者は、特殊押輪の接合に当たって次の事項に注意し施工しなければならない。

- 1) 押しボルト又は駒の先端が押し輪のつばと同じ高さになるまで押しボルトを緩め、メカニカル継ぎ手と同じ方法でTボルトの接合を行うものとする。
- 2) 押しボルトをトルクレンチにより上下、左右と相対するボルトを数回にわたりまんべんなく追い締めを行うものとする。
- 3) 押しボルトの締め付けトルクはメーカーの指定によるものとするが、締めすぎのないよう注意し、締め付けトルクを出来形管理表に記入するものとする。

3.1.11 水道配水用ポリエチレン管の接合

水道配水用ポリエチレン管の接合については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行の施工マニュアルにより施工するものとする。

3.1.12 硬質塩化ビニル管の接合

硬質塩化ビニル管の接合については、水道工事標準仕様書(日本水道協会)により施工するものとする。

3.1.13 水道用ポリエチレン二層管の接合

水道用ポリエチレン二層管の接合については、水道工事標準仕様書(日本水道協会)により施工するものとする。

3.1.14 既設管との接続

- 1) 受注者は、既設管との接続については時間に制約があることから、円滑な作業ができるよう十分な作業員を配置し、工事資材を準備確認した上で、迅速、確実に施工しなければならない。
- 2) 受注者は、既設管の切断に先立ち、監督員の立会の上で管種及び所属を調べ、設計図に示された配管であることを確認しなければならない。
- 3) 受注者は、管内に充水している状態で既設管を切断しなければならないときは、管内水圧、管内水量等諸条件を十分把握した上で切断・排水作業について安全かつ確実にできるよう検討し、計画書を監督員に提出しなければならない。

3.1.15 布設管の表示

受注者は、布設管の施工に際し次の識別表示をしなければならない。

1) 布設管の表示

(1) 管埋設シート

管接合の後、監督員が指示する場合を除き図 I.3.2のとおり管上30cmまで埋め戻し、十分転圧を行った後土砂を平坦に敷き均し、シートを管の中心線に沿って布設し、シートが乱れないよう埋め戻しを行うものとする。

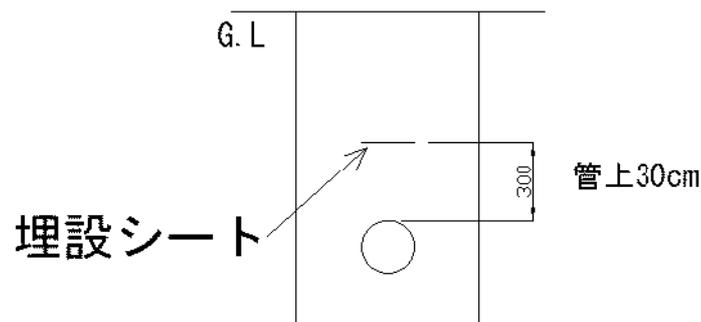


図 I.3.2 管埋設シート布設位置

3.1.16 管の切断

1) 受注者は、鋳鉄管を切断して布設する場合は、原則として切用管を使用しなければならない。なお、異形管は切断して使用してはならない。

2) 受注者は、鋳鉄管を切断する場合、切断機で切断し、切断面はヤスリ等で面取りを行った後、モルタルライニング損傷部の補修及び切断面にダクタイト管補修用塗料を刷毛塗りしなければならない。また管体挿し口部には必ず2本の白線表示を施さなければならない。

3.1.17 ポリエチレンスリーブ被覆工

1) 受注者は、ダクタイト鋳鉄管を布設する場合には、ダクタイト鋳鉄管用ポリエチレンスリーブで管を被覆しなければならない。

2) 受注者は、ポリエチレンスリーブを装着する場合、日本ダクタイト鉄管協会発行の「施工要領書」により施工しなければならない。

3) 受注者は、次の点に注意し施工しなければならない。

(1) 管とスリーブは、地下水が入らないよう密着させること。

(2) 折り重ね部分及びスリーブの表示が管頂にくるよう装着すること。

(3) 継ぎ手部分のスリーブは、管に十分なじむようたるみを持たせること。な

お、特殊押し輪を使用した箇所は、埋戻し時に破損するおそれがあるため、短く切ったスリーブをあてておくこと。

(4) スリーブで被覆した管を吊る場合は、スリングベルトやゴムなどで保護された吊り具を使用すること。

(5) 斜め配管を行う場合は、上流側のスリーブを上重ねること。

(6) スリーブを管に固定する場合は、両端を防食用ポリ塩化ビニル粘着テープにより密着した後、専用のゴムバンドと締め具を使用すること。

- (7) 施工時にはスリーブを破損しないよう注意し、誤って破損した場合は取替えまたは補修をすること。
- (8) 防護コンクリートを用いた部分のポリエチレンスリーブの末端処理は、**図 I.3.2**に示すようにポリエチレンスリーブの端をコンクリートに巻き込むこと。

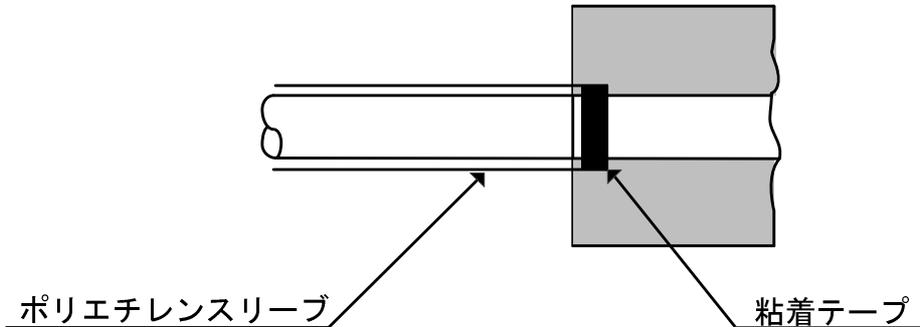


図 I.3.2 ポリエチレンスリーブの布設(防護コンクリート部)

3.1.18 弁類据付工

- 1) 受注者は、制水弁等の設置時に弁体の損傷がないことを確認するとともに、弁の開閉方向を点検し、「閉」の状態を設置しなければならない。
- 2) 受注者は、制水弁を据え付ける場合前後の配管の取付け等に注意し、垂直又は水平に据付けをしなければならない。据付けに際しては、重量に見合ったクレーン又はチェンブロックを準備し、安全確実に行わなければならない。
- 3) 受注者は、空気弁の据付けを行う場合は、管フランジに密着させパッキンの締付けの状態、弁の開閉調子等を点検しながら行わなければならない。
- 4) 受注者は、管内へ汚水等が流入するおそれがある場合には、泥吐弁・空気弁(副弁)を据え付けた後に弁を全閉状態にしておかななければならない。

3.1.19 通水作業

受注者は、工事完了後でも管内の通水作業に協力しなければならない。

3.1.20 水圧試験

- 1) 受注者は、配管工事終了後、次の水圧試験を行い、漏水のないことを確認しなければならない。水圧試験の結果、不適合であった場合は、受注者の責において漏水箇所調査を行い、漏水箇所を補修した上で、再度水圧試験を行わなければならない。なお、試験方法及び試験水圧、試験位置については、監督員に協議し、確認しなければならない。

[鑄鉄管]

- (1) 管路に充水後残留空気排除のため、水圧1MPaで24時間以上放置すること。
- (2) 空気弁又は端末の栓を利用して、加圧ポンプにて試験水圧（設計水圧）まで加圧して5分間保持し、試験水圧の8割以上を安定して保持していることを確認すること。
- (3) 上記の方法によりがたい場合は、監督員に協議し、指示を受けなければならない。

[水道配水用ポリエチレン管]

- (1) 試験水圧（1.0MPa）を加圧し、5分間放置する。
- (2) 再度試験水圧（1.0MPa）をかけた後、1時間後に水圧を確認する。（水圧の安定）

確認した水圧が0.95MPa以上 ⇒ (3)へ

0.95MPa未満 ⇒ (1)へ戻る

※3回行っても条件に満たない場合は、翌日まで放置し(1)、(2)を行う

- (3) 試験水圧を24時間以上保持し、8割以上（0.8MPa）保持していればOK

3.2. 水管橋上部工事

3.2.1 適用

水管橋の施工に際しては本仕様書、設計書、設計図によるほか、次の基準にも準拠すること。

- 1) 日本工業規格 (JIS)
- 2) 水管橋設計基準 (改定4版) (WSP007-99) (日本水道鋼管協会)
- 3) 水道用ステンレス鋼管設計・施工指針 (WSP068-2004) (日本水道鋼管協会)
- 4) WSP各技術基準 (日本水道鋼管協会)
- 5) 道路橋示方書・同解説 (I～V) (日本道路協会)
- 6) 水道施設設計指針・同解説 (日本水道協会)
- 7) 水道施設耐震工法指針・同解説 (日本水道協会)
- 8) 鋼管構造設計施工指針・同解説 (日本建築学会)
- 9) 河川管理施設等構造令 (国土交通省)
- 10) 労働安全衛生法 (厚生労働省)
- 11) その他関連規格および基準

3.2.2 材料

- 1) 鋼材類及び二次製品

使用する鋼材及び二次製品については以下の規格合格品とする。表以外のものについては、WSP068 (水道用ステンレス鋼管設計・施工指針) によるものとする。

表 I.3.2 鋼材及び二次製品の規格一覧

使用箇所	名称	規格番号
通水管、通水管 (空気弁部)	配管用溶接大径ステンレス鋼管	JIS G 3468
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459
リングサポート (鋼板、形鋼類)	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	JIS G 4304
歩行防止柵 (鋼板、形鋼類)	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	JIS G 4304
空気弁部	鋼製管フランジ	JIS B 2220

- 2) 溶接棒

溶接に使用する溶接棒については以下の規格合格品とする。表以外のものについては、WSP068 (水道用ステンレス鋼管設計・施工指針) によるものとする。

表 I.3.3 溶接棒の規格一覧

種類	名称	規格番号
手溶接	ステンレス鋼被覆アーク溶接棒	JIS Z 3221
	軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒	JIS Z 3211
半自動溶接	ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ及び溶加棒	JIS Z 3323
	軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ	JIS Z 3313
ティグ溶接	溶接用ステンレス鋼溶加棒、ソリッドワイヤ及び鋼帯	JIS Z 3321

3.2.3 製作

- 1) 加工

- (1) 原寸

設計図を基に原寸図を作成し、製作、据付する上で支障がないか確認するものとする。

(2) カuttingプラン

原寸図作成後Cuttingプランを作成しなければならない。なお、Cuttingプランには引当材料寸法、罫書、マーク、開先等を記入する。また、あらかじめ切断代や溶接による縮み代を見込むものとする。

(3) 罫書

罫書は使用鋼材の寸法、きず、くぼみ等の欠陥のないことを確認した後、Cuttingプランにもとづいて行うものとする。

(4) 切断

鋼板及び型鋼の切断は原則としてガス切断機により行うものとする。鋼管の切断には、切断機またはガスバーナーを使用するものとする。鋼板の開先加工は、エッジプレーナーによる自動ガス切断機により行わなければならない。

(5) 鋼板の曲げ加工

鋼板の曲げ加工は、油圧プレス又は油圧式ペンディングローラーにより行うものとする。材料切断後及び曲げ加工後の歪取りは、油圧プレス又は線状加熱法により行うものとする。

(6) 穴開け

穴開けはドリル又はドリルとリーマ通しの併用により行うものとする。

2) 溶接

(1) 溶接工

ステンレス鋼管の溶接工は、JIS Z 3801「溶接技術検定における試験方法及び判定基準」及びJIS Z 3821「ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験に合格した溶接技術者を従事させなければならない。

(2) 溶接部

溶接部は十分に乾燥し、錆・油類・その他有害なものを完全に除去し、清掃の上で作業を行わなければならない。

(3) 溶接順序

溶接部での熱応力による収縮、歪、変形により全体のキャンパーにおよぼす影響が大きいため、上げ越し量、付属品の溶接順序を考慮するのはもちろんのこと、各継手においても多量の熱を一時に一ヶ所に集中させないなどの溶接順序を考慮する。また、その形状を正しく保つよう最小限の治具並びに固定具を適切に使用して施工しなければならない。

(4) 溶接作業

溶接作業は原則として気温(室内の場合は室温)が0℃以下の場合、常温以上の予熱を行い施工しなければならない。

3) 仮組

水管架管部の鋼管製作後、工場仮組を行い、原則として監督員の検査を受けなければならない。その他については、WSP027(水管橋工場仮組立及び現場架設基準)によるものとする。

3.2.4. 工場検査

1) 材料検査

使用鋼材一覧表を用意すること。各鋼材は、化学分析試験及び機械的試験等の結果が記載された規格合格証明書(ミルシート)を提出すること。鋼材の板厚の寸法許容差は、すべてJIS規格寸法の許容差に準ずるものとする。

2) 原寸検査

工場原寸処理場において承認図に基づき描かれた原寸の適否を検査する。水管橋の主な原寸図検査項目は次のとおりとする。

- a. 支間長および全長
- b. 幅員
- c. 製作キャンバー
- d. 支承取合部その他

3) 溶接部検査

(1) 溶接部外観及び寸法検査

溶接部は気泡、亀裂、オーバーラップ、アンダーカット等の有害な欠陥のないことを確認しなければならない。すみ肉溶接の脚長は指定サイズ以上であること。また、突合せ溶接部の余盛はWSP068(水道用ステンレス鋼管設計・施工指針)によること。

(2) 非破壊検査

検査方法並はJIS Z 3104(鋼溶接部の放射線透過試験方法)、及びJIS Z 3106(ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法)による。判定基準は監督員と協議の上決定すること。

4) 部材寸法検査

主要部材について、外径寸法、ホルト孔寸法等を確認すること。なお、既製鋼管の各部寸法、許容差はすべてJIS規格によるものとする。

5) 水管橋仮組立検査

承認図により工場仮組みの状態での以下の要領により検査を実施する。

表 I.3.4 検査の項目及び精度

区分	項目	精度
1	全長及び支間長	$+(10+L/2)$ mm -5mm L:全長又は支間長 (m)
2	製作キャンバー	$L \leq 20$: +0~15mm $20 < L \leq 40$: +0~25mm $L > 40$: +0~35mm L:支間長 (m)
3	軸心の曲り(参考値)	$5+L/5$ (mm) 以内 L:支間長 (m)
4	現地溶接部の隙間	3 +1mm -2mm

※上記以外で検査職員が必要と認めた箇所について検査を行うこと。

6) 日本水道協会検査

日本水道協会の検査を受検する。

7) 購入品検査

次の購入品は製造メーカーの品質証明書を提出すること。

- ・伸縮管
- ・空気弁

伸縮管、空気弁においては日本水道協会の受検証明書が必要である。

3.2.5 架設工

1) 架設方法

架設方法は、架設計画書を監督員に提出し承諾を得て施工しなければならない。上部工の検査は、出来形管理表によるものとする。

2) その他

その他については、WSP027(水管橋工場仮組立及び現場架設基準)によるものとする。

3.2.6 現地諸検査

1) 寸法検査

水管橋全体について、支間長、キャンバー、軸心の曲り等について検査を行うこと。その精度は工場における仮組立の判定基準に準ずるものとする。

2) 溶接部検査

(1) 溶接部外観及び寸法検査

現地溶接部について気泡、亀裂、オーバーラップ、アンダーカット等の有害な欠陥のないことを確認しなければならない。すみ肉溶接の脚長は指定サイズ以上であること。

(2) 非破壊検査

突合せ溶接部について、X線透過検査(超音波探傷検査)は、監督員と協議の上行わなければならない。なお原則として、架管部では溶接口数の10%(最低3口)、取付部については片側1口(計2口)行うものとする。検査方法はJIS Z 3104(鋼溶接部の放射線透過試験方法)及びJIS Z 3106(ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法)による。判定基準は監督員と協議の上決定すること。

3.3 さや管推進工事

3.3.1 適用

1) 本章は、水道推進工事における仮設工事、管推進工、滑材・裏込め注入工、調査・測定工その他これらに類する工種について適用するものとする。

2) 本節に特に定めのない事項については、岐阜県建設工事共通仕様書の規定によるものとする。

3.3.2 適用すべき諸基準

受注者は、図面及び特記仕様書において特に定めのない事項については、次の基準及びその他関係基準等によらなければならない。

(公社)日本水道協会:水道施設設計指針 2012

(公社)日本水道協会:水道施設耐震工法指針・解説 2022年版

(公社)日本水道協会:水道工事標準仕様書【土木工事編】2010

(一社)日本工業用水協会:工業用水道施設設計指針・解説(2018年版)

Ⅱ 工事関連書類の流れについて

1. 契約締結後、速やかに提出するもの Ⅱ-1
2. 契約締結後、工事着手前に提出するもの Ⅱ-2
3. 工事着手中に随時提出するもの Ⅱ-3
4. 完成時までに提出するもの Ⅱ-4
5. 工事検査後、速やかに提出するもの Ⅱ-6

1. 契約締結後、速やかに提出するもの

表 提出物（契約締結後）※1

	書類名	条件	摘要
1	着工届	50万円以上	
2	工程表	100万円以上	
3	現場代理人及び主任技術者、 監理技術者等通知書	20万円以上	※2
4	建設業退職金共済証紙 購入状況報告書	全て	
5	建設リサイクル法に基づく提出書類	500万円以上	※3
6	請負代金内訳書	全て	

※1：様式は、多治見市公式ホームページ ホーム＞市政情報＞電子行政サービス＞申請書ダウンロード＞入札関係書類・契約関係書類・競争入札参加資格関係書類＞工事・委託業務関係書類

<https://www.city.tajimi.lg.jp/gyose/nyusatsu/shikkoyote/download/koji-itaku.html> を参照し、記載項目を明記し提出する。なお、随時更新されているため、最新バージョンを確認する。

※2：項目区分全てを記載し、明記されている資格と水道工事に必要な資格（土木施工管理技士・管工事施工管理技士・給水装置工事主任技術者等）については、合格証明書または、免状等の写しをA4版で添付し、経歴書と主な実務経験（市内外を問わず）を最近のものから記載し添付すること。

主任技術者又は現場代理人は、どちらかを専任とすること。

請負金額 ≥ 4,000万円 → 主任技術者を専任とすること。

下請金額 ≥ 4,500万円 → 監理技術者を配置すること。

※3：請け負った工事内容に、建設リサイクル法に基づくもの（工作物の解体、処分作業・建設廃材の処分）が有る場合、別紙（p. V-19～21）を利用し内容を書き込み提出する。

2. 契約締結後、工事着手前に提出するもの

表 提出物（工事着手前）

	書類名	請負金額	摘要
1	工事施工計画書	500万円以上	
2	材料使用承認願		※1
3	施工体系図		※2
4	施工体制台帳	下請負契約を締結するもの全て	※2
5	道路路交通規制等を関係機関		※3 関係機関に直接提出する

※1：工事課、建設部で、一括承認を受けている材料については承認番号を入れ提出する。また、承認されていない材料については、構造図、公的機関の検査調書を添付し承認を受ける。（承認書はメーカーから元請宛、日付に注意）

※2：下請契約締結後、金額にかかわらず作成し提出する。元請業者と下請業者との契約書（注文書、請書でも可、約款含む）の写しを添付。主任（監理）技術者が、主任（監理）技術者資格を有することを証する書面および作成建設業者に、雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写しを添付。また、施工体制台帳の作成が不要な測量業者や警備会社等については、把握のため施工体系図に記載すること。

※3：道路交通規制、作業申請など、必要な書類を必要部数用意し、関係機関に提出する。

- 市道管理 → 多治見市役所建設部道路河川課
(多治見市日ノ出町2-15・多治見市役所3F)
- 県道 〃 → 岐阜県多治見土木事務所施設管理課
(多治見市上野町5-68-1・総合庁舎3F)
- 国道 〃 → 多治見砂防国道事務所道路管理課
(多治見市小田町4-8-6)
→ 多治見砂防国道事務所瑞浪国道維持出張所
(瑞浪市土岐町7064)
- 道路規制等 → 多治見警察署
(多治見市宝町6-65・1F)

その他、各管理者に必要な書類を必要部数提出すること。

3. 工事着手中に随時提出するもの

表 提出物（工事中）

	書類名	条件	摘要
1	工事履行報告書		※1(市 別記様式14)
2	工事協議書、工事報告書 工事承諾書		※2(市 別記様式10) 2部提出
3	材料検査(試験)願		※3(市 別記様式11)
4	変更施工計画書	工事内容変更時	※4
5	変更工程表	工事内容変更時	※4
6	断水(洗管)調書		※5

※1：履行報告書（市 別記様式14 p. V-9）および施工計画書に添付した実施工程表（p. V-18）を添付し、月に一度月初めに、前月の月報として監督員に提出すること。

※2：工事現場において請負契約外の事柄が生じた場合はその内容を明記し対策を立案した後に、監督員に協議を求める書類（市 別記様式10 p. V-6）を2部提出し指示を受けること。指示を受けず施工した場合、変更対象としない。

また、工事現場で請負契約内で発生した事項（試掘結果、既設埋設管位置等）や請負契約の内容を自主的に変更する場合は、その内容を明記した後、報告および承諾を行う書類（市 別記様式10 p. V-6）を2部提出し、監督員の了解を得ること。

※3：材料入荷の予定を立て、監督員と検査日を調整し検査を受ける材料表（使用材料調書 p. V-8）を添付し提出する。

工場検査等の検査後は検査内容を整理し報告書を提出する。一般材料については写真管理し、工事写真帳を整理する。

※4：工事内容（工期・工事量・工種等）が変更になり契約が締結された場合は、その内容に応じて施工計画書、工程表等の内容を変更し、速やかに監督員に提出すること。

※5：断水（洗管）調書等（水道様式1 p. V-23）

断水時間を極力少なくする様に努め、断水調書を作成するとともに、作業工程や洗管順序を明記した地図を合わせて添付するもの。

◆現場の提示が必要なもの

建設業の許可票（下請分も）、労災保険関係成立票、施工体系図（下請契約がある場合）、建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識、緊急時連絡表等

4. 完成時まで提出するもの

表 提出物（完成時）

	書類名	条件	摘要
1	工事完成通知書	50万円以上	※1(市 別記様式16)
2	工事完成写真	—	※2
3	工事写真	—	※3
4	出来形管理平面図	管布設延長用	※4
5	出来形管理表	—	※5 ・管理表No.1～5 ・DIP継手チェックシート ・EF接合チェックシート
6	工事日誌	20万円以上	※6
7	使用材料集計表	—	※7
8	建設廃材処理表 (マニフェスト)	—	※8
9	その他	—	監督員が必要と認め提出を求めたもの

※1：市 別記様式16 (p. V-10)

※2：各ルート別に、着工前写真と同じアングルで、工事箇所全部が分かる様に撮影し、完成構造物に赤色で位置・工種・数量を入れ、写真管理帳に整理し、A4版にて表紙に社印を押し提出する。

表紙には、工事番号・工事名・工事場所・工期・社名・印を記載し添付する。
注意）工事写真とは別にまとめ提出すること。

※3：A4版の写真管理帳にて施工計画書に記載されている管理写真を工種、ルート別に整理し、写真内容を別紙写真管理基準 (p. IV-1～4) の項目に合わせて書き込み、表紙に社印を押し提出する。

表紙に工事番号・工事名・工事場所・工期・社名・印を記載し添付する。

- ※ 4 : 平面図に出来形延長を明記し、提出する。また、配管詳細図に、写真に示した管番号を明記し、合わせて提出する。
- ※ 5 : 工事内容で出来形管理項目に合わせ管理した内容を、出来形管理表、DIP接合チェックシートの項目に合わせ管理表を作成し、現場代理人・主任技術者の欄に署名捺印し、表紙を付け提出する。
またチェックシートは、手書き（本来、現場で施工しながら記入していくものであるため）を原則とし、原本を提出する。
- ※ 6 : 週報にて月、日、曜日、天気、気温を書き、その日の施工内容と、管理作業内容（出来高管理を行った作業内容、他の管理作業内容等）を記入し、市役所監督員の現場での監督日と指示内容、現場監督員の現場での指示内容を明記し、あわせて表紙（工事番号・工事名・工事場所・工期・社名・印を記載）を添付する。
また、週報内の現場代理人・主任技術者・施工管理担当者の欄に捺印し提出すること。
- ※ 7 : 本工事に使用した材料を（使用材料調書同様の項目記入）集計し提出する。
- ※ 8 : As廃材、Co廃材等の産業廃棄物の処理を行った証明として、マニフェスト（E表）のコピーを整理し、廃材種別に数量をA4版の用紙に集計し表紙（別記様式10 p. V-6）を付けて提出する。
また、残土処分の伝票のコピーを整理し、上と同様にして提出する。

5. 工事検査後、速やかに提出するもの

表 提出物（工事検査後）

	書類名	摘要
1	工事検査写真	※1
2	指摘箇所手直し写真	※2

※1：検査黒板に書かれている検査項目名と、**数値**を写真帳に書き込み、A4版の写真管理帳にまとめ提出する。

※2：舗装工が含まれている場合はコアの穴埋め写真を添付する。軽微な手直し事項についても、手直し作業前、手直し作業状況と作業完成写真を工事検査写真と合わせて提出する。

Ⅲ 施工管理について（段階確認、出来形管理等）

1. 段階確認	Ⅲ-1
2. 管理基準	Ⅲ-2
3. 出来形管理表	Ⅲ-5
4. 継手チェックシート	Ⅲ-9
5. 出来形管理表記入例	Ⅲ-19

1. 段階確認

受注者は、工事施工期間中、発注者立会のもと段階確認を受けなければならない。段階確認の時期及び内容を表Ⅲ.1.1に示す。また、段階確認結果を水道様式2（p. V-23）の様式をもとに記入し発注者に提出する。

表Ⅲ.1.1段階確認一覧表（管工事）

工種	確認時期
土工	掘削、埋戻し等完了時
管布設工	鑄鉄管継手接合時及びEF接合時
水圧試験	水圧試験時（始圧、終圧）

※1：推進・シールド工事の段階確認時期については、岐阜県建設工事共通仕様書中の下水道の項目を準用する。

※2：確認項目は、Ⅲ.2 管理基準（p.Ⅲ-3）による。

出来形管理基準表

番号	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法			
	工種	項目							
管工事	管布設工	鑄鉄管接合工	延長	- 200(L≤200m) - 0.1%(L>200m)	管延長は出来形図による計算総延長とする。	管の中心延長	出来形図により管理する。なお、出来形図には、以下の内容を明記すること。 ・管番号(写真と整合したもの) ・切管延長 ・管総延長 ・弁No.		
			締付けトルク	日本ダクタイル鑄鉄管協会 接合要領書による	チェックシートの記入を確認	チェックシートに全口数記入	以下の資料を使用し、書面と写真にて管理する。 ●DIP接合チェックシート(K・GF・NS・NS継輪・GX・GX継輪)		
			間隔						
			押輪受口 胴付 ゴム輪の状態						
	管布設工	(H P P E)接合工	水道配水用ポリエチレン管	延長	- 200(L≤200m) - 0.1%(L>200m)	管延長は出来形図による計算総延長とする。	管の中心延長	出来形図により管理する。なお、出来形図には、以下の内容を明記すること。 ・管番号(写真と整合したもの) ・切管延長 ・管総延長 ・弁No.	
				EF接合	管、融着面の清掃 通電完了の確認 インジケータの確認 冷却時間	配水用ポリエチレンパイプシステム協会 施工マニュアルによる	チェックシートの記入を確認	チェックシートに全口数記入	以下の資料を使用し、書面と写真にて管理する。 ●EF接合チェックシート
			付属施設	仕切弁(筐)	仕切弁深さ	±50	設置箇所毎	GLからスピンドル頭部まで	以下の資料を使用し書面と写真にて管理する。 ●(3)工事出来形管理表【弁・筐】
					弁筐深さ	±30		GLから底版上部まで	
					弁筐すり付け高	目視		舗装面と弁筐すり付け箇所	
				消火栓(筐)	消火栓深さ	±50	設置箇所毎	GLからスピンドル頭部まで	
					底盤深さ	±30		GLから底版上部まで	
					BOXすり付け高	目視		舗装面と弁筐すり付け箇所	
				空気弁(筐)	空気弁深さ	±50	設置箇所毎	GLから弁頭部まで	
					底盤深さ	±30		GLから底版上部まで	
			BOXすり付け高		目視	舗装面と弁筐すり付け箇所			
			伸縮管	一般	20%≥	沈下測定はφ700以上全数	内径の直径を直角方向に二箇所と沈下量の変位角	図面と写真で管理	
	軟弱	30%≥							
	ステンレス管	延長	- 200(L≤200m) - 0.1%(L>200m)	測点毎(40m)プラス変化点	鑄鉄管に準ずる	鑄鉄管の管理に準ずる			
			X線撮影		各溶接方法の基準に沿って行う	同左	有資格者による検査済み書の添付		

番号	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法	
	工種	項目					
土工 (管工事)	土工 (本管布設)	管 布 設 土 工	延長	- 200(L≤200m) - 0.1%(L>200m)	土工延長40mにつき、1箇所以上。施工延長が80m以下の場合は2箇所以上	掘削中心線での延長	以下の資料を使用し書面と写真にて管理する。 ●(1)工事出来形管理表【土工1】 ●(2)工事出来形管理表【土工2・管路】
			埋設深(土かぶり)	±50		転圧後掘削中心線でGLからの深さ	
			巾	-30		床均し終了後掘削底の巾	
			掘削深	+100 -50		床均し終了後掘削中心線でGLからの深さ	
			埋め戻し厚	±30		埋め戻し転圧後、GLからの深さ	
			埋め戻し砂巾	-30		砂埋め戻し高さにて	
			埋め戻し砂厚	+60 -0		管布設中心線にて埋め戻し転圧後GLからの深さ	
			埋設シート	-30		埋め戻し転圧後GLからの深さ	
給水装置	給水装置設置工	土工	掘削	100 -50	全箇所	掘削中心線での延長	測定基準に基づき箇所での写真管理
			埋戻し	±30		転圧後GLからの深さ	
		給水	サドル設置			穿孔状況・コア設置・サドルバンドの取付状況	測定基準に基づき箇所での写真管理
			給水管設置			布設状況	
		メーターボックス設置		BOX設置状況・既設管へのつなぎ込み状況			
仮設	仮配管工		配水管		各ルート、各口径	配管延長	口径別の延長、取り出し箇所を書面で整理
			給水装置			取り出し箇所、各戸接続箇所	
土工	異形管保護工		高さ h	- 30	施工箇所毎	かぶり厚、外形	測定基準に基づき箇所での写真管理・保護コンクリートの図面作成(1/100)
			巾 a	- 30			
			長さ さ	- 50			

番号	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法		
	工種	項目						
舗装工	下層路盤工	基準高	±50	基準高は延長100mに1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長200mに1箇所の割で測定。厚さは各車線右記により測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について ①橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 ②維持工事及び1車線林道においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 ③厚さ管理基準 1000㎡未満 N=1個以上 1000㎡毎に N=1個以上 (例 1001㎡は、2箇所を測定) ④厚さの確認薄層カラー舗装工 写真及び管理データにかえることができる。なお、検査員が必要と認める場合は、掘り起こし等による。(コア採取位置は、施工場所が2車線以上の場合は、各車線の中央で採取。1車線しかない場合は、車線中央1/4付近左右右鳥に採取。)	以下の資料を使用し書面と写真にて管理する。 ●(4)工事出来形管理表【舗装】		
		幅	-45					
		厚さ	-50					
	粒度調整路盤	幅	-50	幅は、延長200mに1箇所の割とし、厚さは各車線右記により測定。				
		厚さ	-30					
	加熱アスファルト安定処理路盤	幅	-50	幅は、延長200mに1箇所の割とし、厚さは、右記により測定。				
		厚さ	-20					
	セメント安定処理	幅	-50	幅は、延長200mに1箇所の割とし、厚さは、右記により測定。				
		厚さ	-30					
	基層	幅	-25	幅は、延長200mに1箇所の割とし、厚さは、右記により測定				
		厚さ	-12					
	表層	幅	-25	幅は、延長200mに1箇所の割とし、厚さは、右記により測定				
		厚さ	-9					
		平坦性	σ1=1.75mm以内					
	コンクリート舗装	幅	-25	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線右記により、水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。 幅は、延長200m毎に1箇所の割で測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。				
		厚さ	-10					
平坦性		コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより、機械舗設の場合：標準偏差(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合：標準偏差(σ)3mm以下						
歩道路盤工	基準高	±50	基準高は片側延長100mに1箇所以上の割で測定。 幅は、片側延長200mに1箇所以上の割とし、厚さは、片側毎右記により測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均値は適用しない。 コア採取について ①橋面舗装等でコア採取により、床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 ②維持工事及び1車線林道においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 ③厚さ管理基準 1000㎡未満 N=1箇所以上 1000㎡毎に N=1箇所以上 (例 1000㎡は2箇所を測定) ④厚さの確認 写真及び管理データにかえることができる。 なお、コア採取位置は、施工場所が2車線以上の場合は、各車線の中央で採取。1車線しかない場合	以下の資料を使用し書面と写真にて管理する。 ●(4)工事出来形管理表【舗装】			
	幅	-100						
	平坦性	-50						
歩道舗装工	幅	-25	幅は、片側延長200m毎に1箇所以上の割で測定とし、厚さは、片側毎右記により測定。					
	厚さ	-9						
路肩路盤工	基準高	±50	歩道路盤工と同じ。					
	幅	-100						
	厚さ	-50						
路肩舗装工	幅	-25	歩道舗装工と同じ。					
	厚さ	-9						
仮舗装工	幅	-25	基準高、幅は、200mごとに、3箇所を1ロットとする。 厚さ 2,000㎡未満 3箇所 2,000㎡以上6,000㎡以下 6箇所 6,000㎡超 10箇所			左右中に各ポイント毎に順次測定する	以下の資料を使用し書面と写真にて管理する。 ●(4)工事出来形管理表【舗装】	
	厚さ	-9						
	延長	管布設と同等						
乳剤散布	乳剤散布							
その他	矢板工(任意仮設は除く)	基準高	±50			基準高は施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 変位は、施工延長20m(測定間隔25mの場合は25m)につき1箇所。 (任意仮設は除く)	土木基準の準ずる	写真管理
		変位I(ずれ)	100					
		延長L	-200					
		根入長						

4. 継手チェックシート

(No.)

K形継手チェックシート		平成 年 月 日
工事名		
図面No.・測点		配管工
呼び径		

矢視

白線 B

a

X

③

測定位置

④ ゴム輪の出入り状態

A

5mmを超える場合

B

5mm以下

C

0mm以下

管 No.									
管の種類									
略 図									
継 手 No.									
清 掃									
滑 剤									
①ボルト	数								
	トルク (N・m)								
②押輪～ 受口端面間隔	①								
	③								
	⑤								
	⑦								
③受口端面～ 白線Bの間隔(a) または胴付間隔(X)	①								
	③								
	⑤								
	⑦								
④ゴム輪の 出入状態	①								
	③								
	⑤								
	⑦								
判 定									

判定基準

②押輪－受口端面の間隔 : 最大値－最小値 ≤ 5mm(同一円周上)

③受口端面－白線の間隔(a) : 呼び径 75～250A ≤ 95mm
 呼び径 300～700A ≤ 107mm
 または胴付間隔(X) : 呼び径 800～2600 X ≤ 表2の値(接合要領書参照)

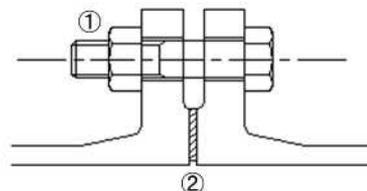
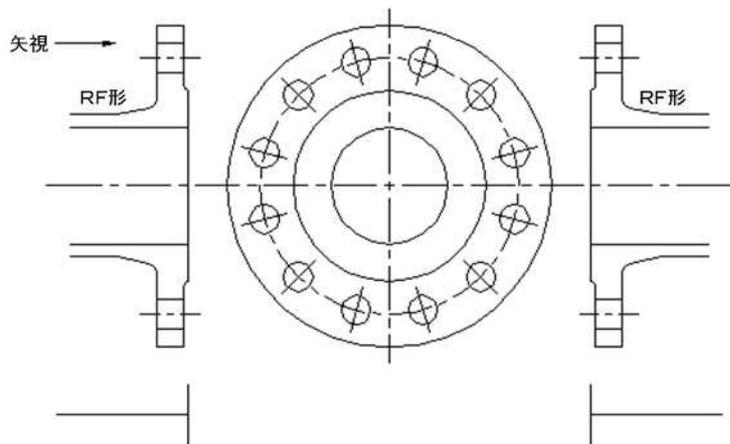
④ゴム輪の出入状態 : 同一円周上にA,CまたはA,B,Cが同時に存在しないこと。

大平面座形フランジ継手チェックシート

平成 年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

		配管工



大平面座形フランジのボルト標準締め付けトルク

呼び径	ボルトの呼び	標準締め付けトルク (N・m)
75～200	M 16	60
250・300	M 20	90
350・400	M 22	120
450～600	M 24	260

注) 呼び径700以上については、接合要領書巻末に参考値を掲載。

管 No.								
管の種類								
略 図								
継 手 No.								
清 掃								
接着剤使用の有無								
①ボルト	数							
	トルク (N・m)							
②ガスケットの位置								
判 定								

判定基準 ①ボルトの締め付けトルク : 表の標準締め付けトルクによる。
 ②ガスケットの位置 : フランジ面の平行にかたよりなく接合されていること、およびガスケットのずれがないこと。

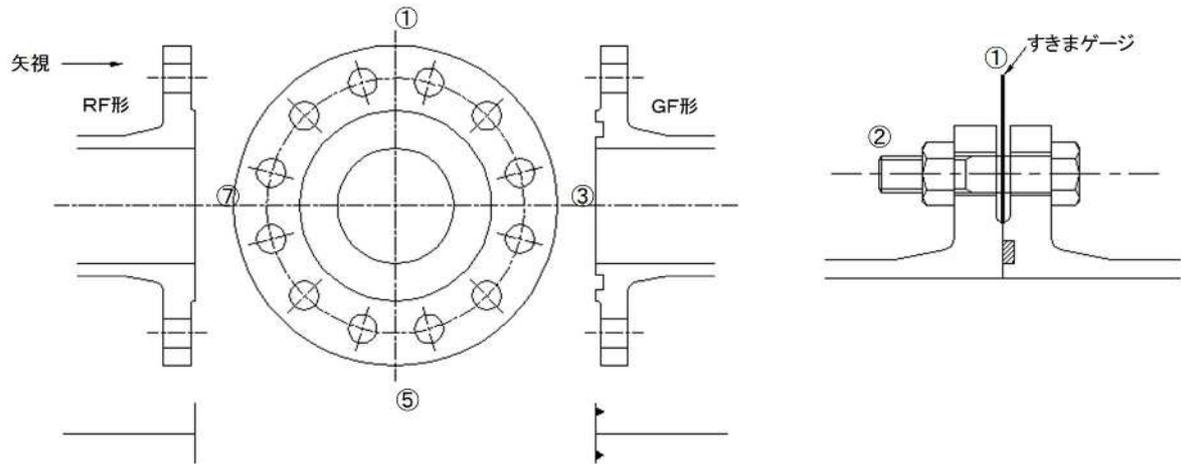
溝形フランジ継手チェックシート(メタルタッチの場合)

平成 年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

		配管工

呼び圧力 _____



管 No.								
管の種類								
略 図								
継 手 No.								
清 掃								
接着剤使用の有無								
①すきまゲージ (1mm厚)に よるチェック	①							
	③							
	⑤							
	⑦							
②ボルト	数							
	トルク (N・m)							
判 定								

判定基準 ①すきまゲージによるチェック : フランジ面間に1mm厚のすきまゲージが入らないこと。
 ②ボルトの締め付けトルク : 60N・m以上

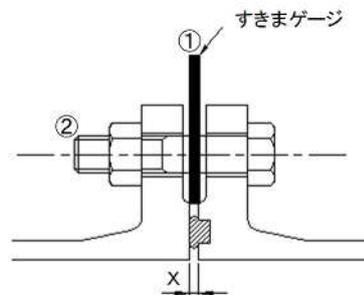
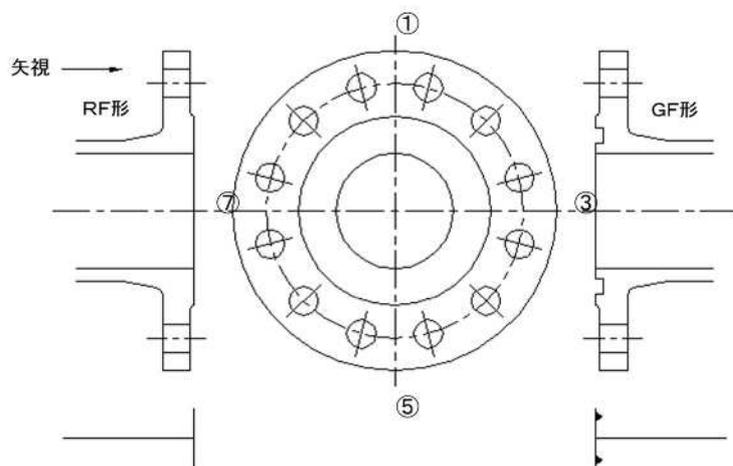
溝形フランジ継手チェックシート(メタルタッチでない場合)

平成 年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

		配管工

呼び圧力



メタルタッチでない溝形フランジの標準間隔

呼び径	標準間隔	
	下限	上限
75~900	3.5	4.5
1000~1500	4.5	6.0
1600~2400	6.0	8.0
2600	7.5	9.5

注) 標準間隔は上図のX寸法をいう。

管 No.									
管の種類									
略 図									
継 手 No.									
清 掃									
接着剤使用の有無									
①すきまゲージ (上限用と下限用) によるチェック	①								
	③								
	⑤								
	⑦								
②ボルト	数								
	ゆるみ チェック								
判 定									

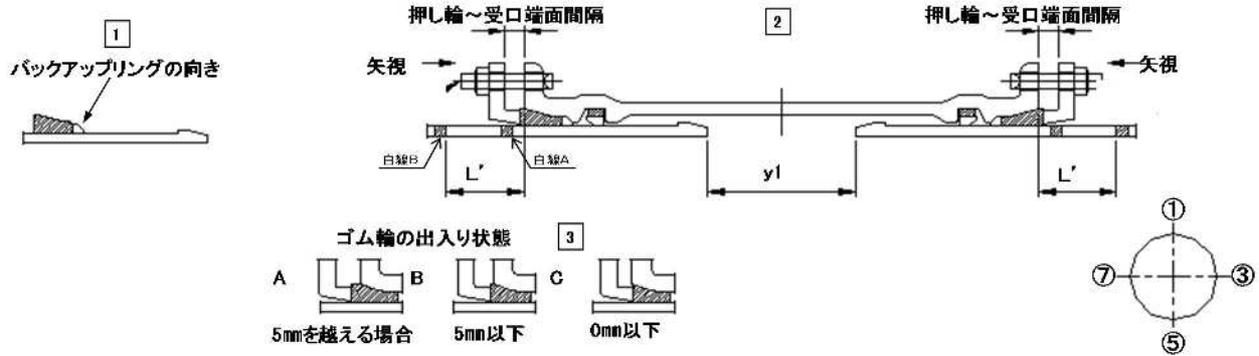
判定基準 ①すきまゲージによるチェック : 表にある上限のすきまゲージが挿入できないで、下限のすきまゲージが挿入できること。
 ②ボルトのゆるみチェック : 容易にゆるまないこと。

NS形継ぎ輪チェックシート(φ75～φ450)

平成 年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

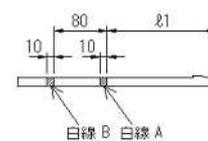
		配管工



管 No			
管の種類			
略図			
継手No			
清掃			—
受口溝(ロックリング)の確認			—
バックアップリングの向き※1			①
両挿し口端の間隔(y1)※2	①		②
	③		
	⑤		
	⑦		
受口端面～白線Bの間隔(L')※3	①		②
	③		
	⑤		
	⑦		
滑 剤			—
ボルト・ナット	数		—
	トルク(N・m)		—
押輪～受口端面間隔※4	①		②
	③		
	⑤		
	⑦		
ゴム輪の出入り状況※5	①		③
	③		
	⑤		
	⑦		
判 定			—

備考

1. 白線表示の位置



呼び径	$\phi 1$
75	165
100	170
150	195
200	195
250	195
300	230
350	240
400	240
450	245

2. 両挿し口端の間隔 (y1)

呼び径	y1
75、100	220
150～250	250
300～450	300

3. 挿し口白線Bと受口端面の間隔 (L')

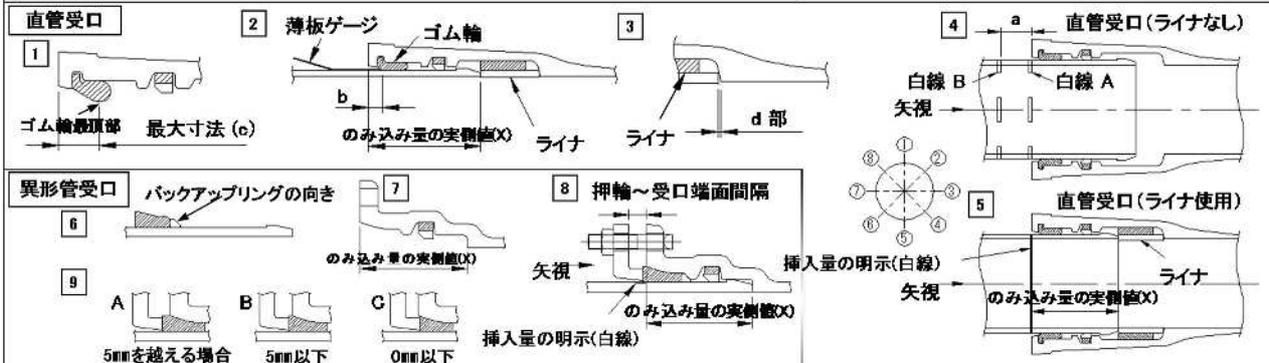
呼び径	75	100	150～250	300	350、400	450
L'	80	85	100	150	160	165

- 判定基準
- ※1 バックアップリングの向き : テーバ部は挿し口端面側、切断部は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。
 - ※2 せめ配管する場合に記入すること。
 - ※3 一方から順次配管する場合に記入すること。
 - ※4 押輪～受口間隔 : 最大値-最小値 $\leq 5\text{mm}$ (同一円周上)
 - ※5 ゴム輪の出入り状況 : 同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

NS形継手チェックシート(φ300～φ450)

平成 年 月 日

工事名		配管工
図面No.・測点		
呼び径		



管 No.									
管の種類									
略図/ライナ									

継手 No.									
清掃									—
ロックワグ・ロック心出し用ゴムの確認									—
ライナ位置の確認(d部) ^{※1}									3
挿し口の挿入量の明示(白線)									5 8
受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(c)									1
滑 剤									—
明示した白線位置の確認 ^{※2}									5 8
薄板ゲージの 入り込み量(b) (ゴム輪の位置確認)	全周チェック								2
	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
	⑦								
受口端面～白線B 間隔(a)	①								4
	③								
	⑤								
	⑦								
バックアップリングの向き ^{※3}									6
ボルト・ナット	数								—
	トルク(N・m)								—
押輪～受口端面 間隔 ^{※4}	①								8
	③								
	⑤								
	⑦								
ゴム輪の 出入り状態 ^{※5}	①								9
	③								
	⑤								
	⑦								
判 定									—

判定基準 受口端面～ゴム輪間隔(b) < 受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(c)

※1 ライナが受口奥部に当たっている事を、4.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。

※2 接合直後に、明示した白線が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。

※3 バックアップリングの向き：テーパ部は挿し口端面側、切断部は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。

※4 押輪～受口端面間隔：最大値-最小値≤5mm(同一円周上)。

※5 ゴム輪の出入り状況：同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

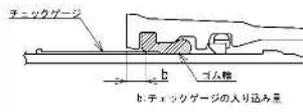
GX形継手 チェックシート(直管・P-Link)

平成 年 月 日

工事名	
図面No.-測点	
呼び径	

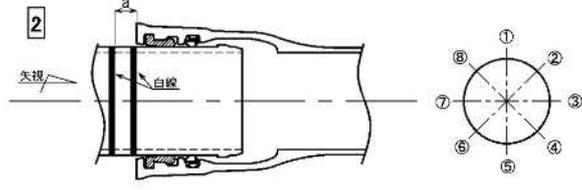
		配管工

1 直管

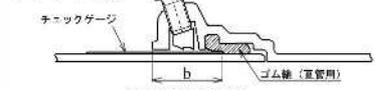


b寸法の合格範囲

呼び径	合格範囲 (mm)
75	8~18
100	8~18
150	11~21
200	11~21
250	11~21
300	14~24
400	14~25

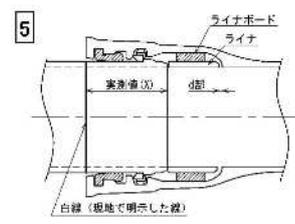
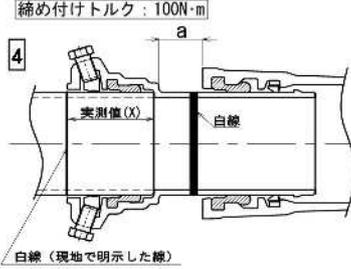


3 P-Link



b寸法の合格範囲

呼び径	合格範囲 (mm)
75	54~63
100	57~66
150	57~66
200	63~72
250	63~72
300	70~80



管 No.									
管の種類									
略図/ライナ									
継手 No.									—
挿し口突部の有無									—
清掃・異物の除去									—
ライナの位置確認(d部)※1									5
受口溝(ロックリング)の確認									—
挿し口の挿入量の明示									4 5
爪、押しボルトの確認(P-Link)									—
滑 剤									—
マーキング(白線)位置の確認※2									5
受口端面～ゴム輪 間隔(b)※3	全周チェック								
	①								
	②								1
	③								
	④								3
	⑤								
	⑥								
	⑦								
受口端面～白線 間隔(a)※2	①								2
	③								
	⑤								4
	⑦								
押しボルト	本数								4
	トルク確認								4
判 定									—
備 考									

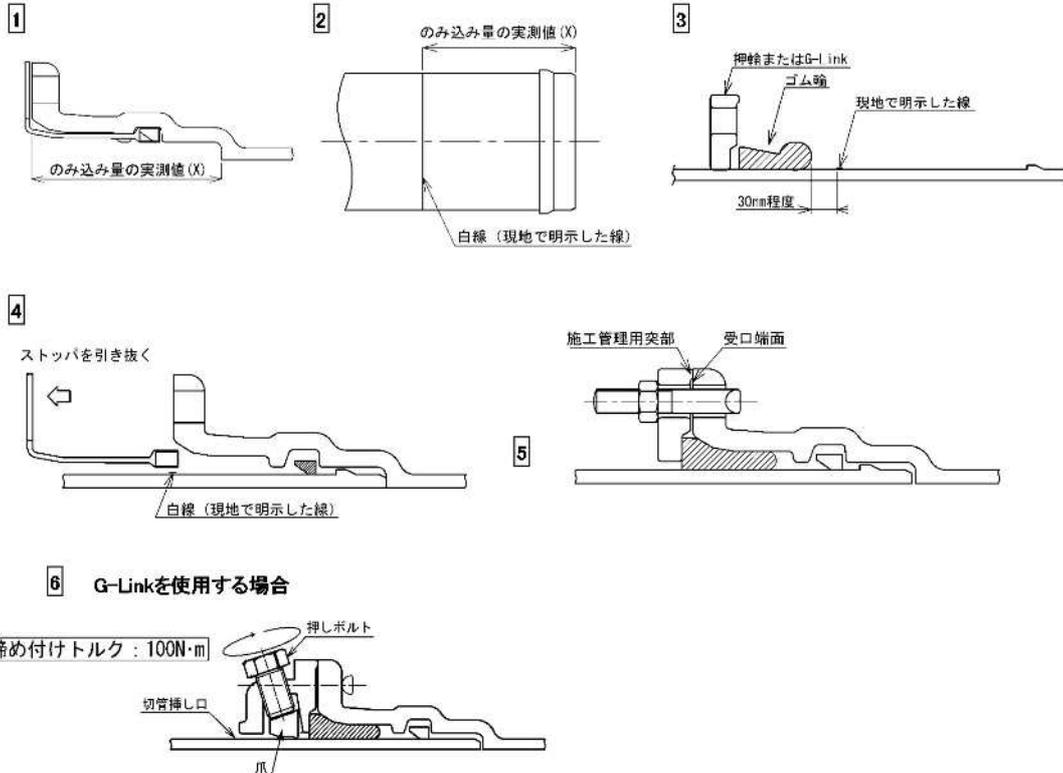
判定基準 : ※1 ライナが受口奥部に当たっていることを確認する。
 ※2 接合直後にマーキング(白線)位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。
 ※3 受口端面～ゴム輪間隔(b)が表に示す合格範囲内であること。また、曲げ接合してチェックゲージがゴム輪位置まで挿入できない場合は、チェックできなかったことを記載する。
 注) P-Linkの場合は受口端面からの直部長さ 4 a寸法を記入する。

GX形継手 チェックシート(異形管・G-Link)

平成 年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

		配管工



管 No.								
管の種類								
略図								
継手 No.								—
挿し口突部の有無 ^{※1}								—
清掃・異物の除去								—
ロックリング、ストップの確認								—
挿し口の挿入量の明示								1 2
爪、押しボルトの確認(G-Link)								—
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認								3
滑 剤								—
ストップの引き抜き								4
抜け出しチェック(挿し口突部有り)								—
T頭ボルト	本数							5
受口端面～ 施工管理用突部 の隙間 ※1	箇所数							5
	隙間ゲージ 確認							
押しボルト	本数							6
	トルク確認							
判 定								—
備 考								

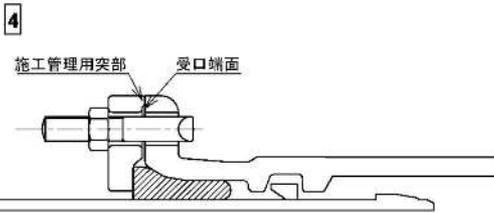
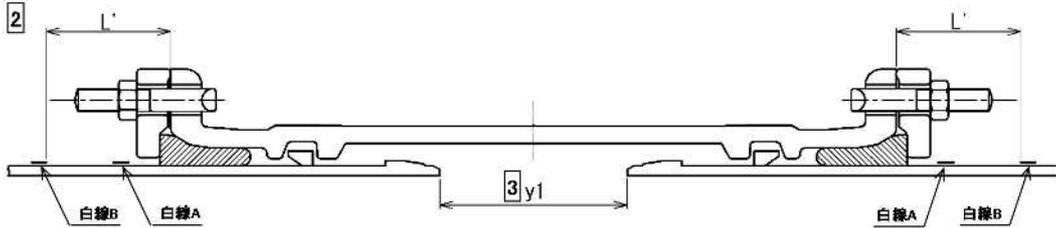
判定基準 ※1 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理用突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。
注) 挿し口突部のない挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

GX形継手 継ぎ輪チェックシート

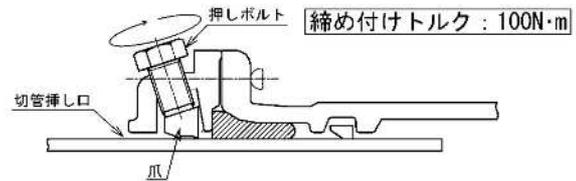
平成 年 月 日

工事名	
図面No.-測点	
呼び径	

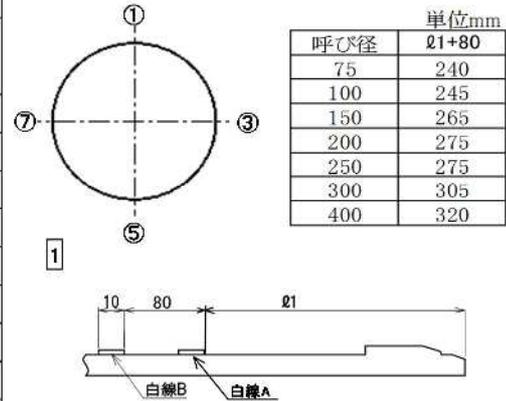
		配管工



5 G-Linkを使用する場合



管 No.			
管の種類			
略図			
継手 No.			—
挿し口突部の有無 ^{注1)}			—
清掃・異物の除去			—
白線A,Bの明示			1
爪、押しボルトの確認(G-Link)			—
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認			—
滑 剤			—
ロックリング、ストップの確認			—
ストップの引き抜き			—
受口端面～ 白線の間隔 (L') ^{注2)}	①		2
	③		
	⑤		
	⑦		
両挿し口端の 間隔 (y1) ^{注2)}	①		3
	③		
	⑤		
	⑦		
T頭ボルト	本数		4
受口端面～ 施工管理用突部 の間隔 ※	箇所数		4
	隙間ゲージ 確認		
押しボルト	本数		5
	トルク確認		
判 定			
備 考			



(i) 一方から順次配管していく場合

単位mm	
呼び径	L'
75	90
100	95
150	110
200	120
250	120
300	135
400	150

(ii) せめ配管の場合

単位mm	
呼び径	y1
75	190
100	200
150	240
200	250
250	250
300	300
400	300

判定基準 ※ 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。

注1) 挿し口突部の無い挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

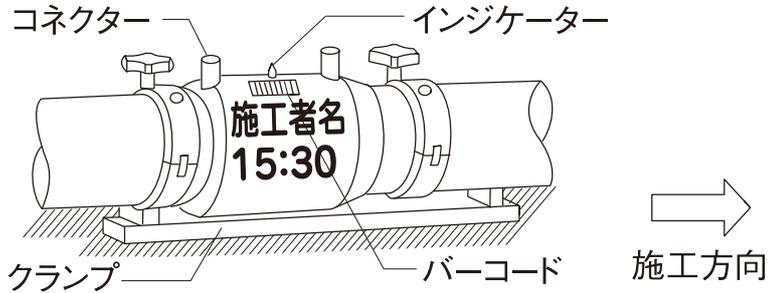
注2) 一方から順次配管していく場合にはL'寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。

参 考

EF 継手チェックシート

工 事 件 名

管 種・呼 び 径 図 面 No.



継 手 箇 所 数 記入例 1 2 3 4 5 6 7

管 体 N o . -

略 図

準備	発電機確認	Ⓐ・異	正・異							
	融着機確認	Ⓐ・異	正・異							
接合	管・継手 清掃点検	○								
	挿入標線の記入	○								
	切削面の記入	○								
	融着面の切削	○								
	アセトン清掃	○								
	挿入・クランプ固定	○								
通電	コネクター接続	○								
	バーコード読みとり	○								
検査	融着機の正常終了	Ⓐ・異	正・異							
	インジケータの隆起	Ⓐ・無	有・無							
	クランプの取り外し時刻	15:30	:	:	:	:	:	:	:	:
判 定		Ⓐ・否	合・否							

備 考

施 工 日 請負者名 現場代理人
 平 成 年 月 日 配水管工

(2) 工事出来形管理表【土工2・管路】

工事番号	工事改築@-@号		工事名		配水管布設置工事		工事箇所		工期		令和 年 月 日		
	多治見市水道(株)		現場代理人		多治見 太郎		多治見 次郎		多治見市日ノ出町2丁目		管メーカー		
管種	管径	土工 起点No.		土工 終点No.		土被り (mm)		シート深さ (mm)		管路総延長(m)		多治見管材(株)	
		No.	+ No.	No.	+ No.	設計	実測	差	規格	設計	実測		差
DJP GX	200	No. 0	~ No. 1	No. 1	800	800	0	±50	500	498	2	-30	
HPPE	100	No. 0	~ No. 1	No. 1	800	810	-10	±50	500	502	-2	-30	
HPPE	100	No. 1	~ No. 1 + 10.0	No. 1 + 10.0	900	890	10	±50	500	500	0	-30	
HPPE	100	No. 1 + 10.0	~ No. 2	No. 2	800	800	0	±50	500	510	-10	-30	
								±50				-30	
								±50				-30	
								±50				-30	
								±50				-30	
								±50				-30	
								±50				-30	
								±50				-30	
								±50				-30	
								±50				-30	
								±50				-30	
								±50				-30	
								±50				-30	
								±50				-30	

詳細は、出来形管理図を参照

IV 写真管理

1. 写真管理基準 IV-1
2. 写真管理項目表 IV-3

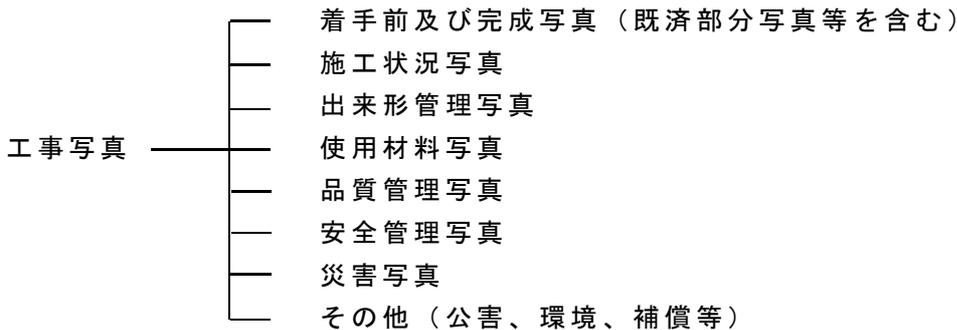
1. 写真管理基準

1) 摘要範囲

この写真管理基準は、建設工事施工管理基準7の(1)に定める建設工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。

2) 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



3) 工事写真の撮影基準

工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙写真管理基準表に示すものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した黒板を被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法（白）
- ⑤ 実測寸法（赤）
- ⑥ 略図

なお、黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

4) 写真の省略

工事写真は次の場合に省略できるものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質管理証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

5) 写真の色彩

写真はカラーとする。

6) 工事写真帳の大きさ

工事写真帳はA4版とする。

7) 工事写真の部数及び形式

工事写真の提出部数及び形式は、次によるものとする。

- (1) 工事写真として、工事中の工事写真帳と、工事完成時の工事完成写真帳を、各一部提出する。

原本に関しては、保存しておくこと。

- (2) 原本としては、電子媒体とする。
- (3) 電子媒体は、CD-ROM、DVD-ROMを原則とし、これ以外の電子媒体については監督員の承認を得るものとする。
- (4) 電子媒体（ビデオカメラ等）の記録画像ファイル形式は、動画はMPEG形式、写真はJPEG形式（非圧縮～圧縮率1/8まで）を原則とし、これ以上による場合には監督員の承認を得るものとする。

8) 工事写真の調整方法

工事写真の整理方法は、次によるものとする。

- (1) 電子媒体ともに、監督員の指示のもと、焼き増し等が出来るよう、工事年度、工事番号、工事箇所、市役所監督員を明記し、5年間保存すること。

補助事業の工事については、基本的に永年保存とし、監督員の許可無く破棄しないこと。

- (2) 工事写真の整理については、工種毎に写真管理項目表に示すものを標準とし、下記に示す内容を写真解説として書き込み、貼付整理し提出する。

工種、撮影測点、作業内容、設計寸法、実測寸法

9) 留意事項等

別紙写真管理項目表の運用について、次の項目を留意するものとする。

- (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 不可視（工事完了後目視できない）となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるように、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 不可視部分の写真は、撮影項目に記載されていなくても、施工管理基準に示す趣旨を満足するよう、極力撮影するものとする。
- (4) 撮影場所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに貼付する。
- (5) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読が出来る機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（有効画素数80万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）
- (6) 写真管理項目表に記載のない工種については類似工種を準用するものとする。
- (7) 埋設物と交差、近接する場合には、その離隔や埋設物の状況が分かる写真を撮影するものとする。
- (8) 民地に近接して施工する場合、民地建造物（擁壁、階段等）の着手前写真を必ず撮影するものとする。

写真管理項目表

区分	工種	種別	撮影項目	撮影時間	撮影頻度	備考
着手前 完成写真	着手前		各ルート毎にポイントを踏まえた全景のわかる写真	着手前	着手前1回	計画ルートにポールを立て撮影する
	完成		着手前と同位置で同背景で全景のわかる写真	完成後	施工完了後1回	完成構造物に朱を入れ提出
施工状況 写真	工事施工中		全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回	作業進捗状況、位置がわかるよう 履行報告書に添付
			施工中の写真（工種、種別毎）	施工中	工種、種別毎に1回	工種毎に作業内容がわかるよう
出来形 管理 写真	土工	掘削	掘削深、幅、舗装厚、掘削状況、床均し	施工終了後	土工延長(40m)毎に1回	箱尺をあて設計値と実測値を黒板に入れ撮影
		砂基礎	砂巻き厚、幅、転圧状況	同上	同上	同上(GLからの下がりを示し位置を表す)
		埋戻し	埋戻し厚、幅、回数、転圧状況	同上	同上	同上(同上) ★1回(1層)の仕上厚は30cm以下
		As処分	DT積込、処分状況	積込、処分時	工事中1回	ダンプトラックのナンバーを入れ撮影
		仮舗装	舗装厚、幅、乳剤散布、転圧状況	路盤転圧後 乳剤散布後	土工延長(40m)毎に1回	同上(全面への散布状況を撮影)
	管布設	布設状況	布設深さ、管番号、実測延長 管挿込み長さ・状況 官民境からの隔離 詳細部加工管布設状況	施工終了後	土工延長(40m)毎に1回	箱尺をあて設計値と実測値を黒板に入れ撮影。また、管番号も同時に撮影。 境界構造物から管芯までの隔離を測定し黒板に書き込み撮影
		埋設テープ	設置位置(深さ)	施工終了後	同上	同上
		管切断	切断状況、切断箇所の加工状況、 フイン貼付	施工中	全箇所	切断後面取り塗布状況を撮影
		押輪作業	ゴム輪の入り具合、押輪布設状況、 締付けトルク	同上	土工延長(40m)毎に1回	トルクレンチ締付け力ゲージの撮影
		融着状況	管番号、インジケータ状況(隆起状況)、 通電状況	施工中 施工終了後	同上	融着状況を撮影。以下の点に注意する。 ・インジケータ状況、通電状況を撮影する際、 管番号がわかるようにすること
		仕切弁設置	スピンドル高、筐基礎設置深さ、弁筐舗装 すり付け高さ状況	施工終了後	全箇所	GLからの下がり等を箱尺をあて設計値と実測値を黒板に入れ撮影
		空気弁設置	弁最高位高、筐基礎設置深さ、弁筐 すり付け状況	同上	同上	同上
	消火栓	消火栓設置	同上	同上	同上	同上
	給水装置	掘削	掘削深、幅	同上	ルート口径毎に1回	同上
		砂巻き	砂巻き厚、幅	同上	同上	同上
		埋戻し	転圧厚、状況、回数	施工中、終了後	同上	同上、巻立30cm以内
		仮舗装	舗装厚、幅、乳剤散布	同上	同上	転圧後箱尺をあてる
		サドル取付	サドル取付状況	施工終了後	同上	宅名記入し作業状況
		サドル穿孔	サドル穿孔状況又は穿孔片写真	施工中	同上	口径、宅名を明記し作業状況を撮影
		コア打込み	コア打込み状況	施工中	同上	同上
		給水管設置	管布設深、状況	施工中、終了後	同上	同上
		メーターボックス	ボックス設置状況、既設給水装置つ なぎ込み状況	施工終了後	同上	同上
		全景	サドル分水栓～メーターボックスの全 景状況	埋戻前、 施工終了後	全箇所	同上

出来形 管理 写真	仮配管工	管布設工	管布設、接続状況	施工中、終了後	ルート口径毎に1回	布設ルート、口径を明記
		既設管接続	同上	同上	全箇所	接続詳細を明記
		給水管切替	給水管布設、ボックス内切替	同上	ルート口径毎に1回	切替宅名を明記
		雑工	保安部品、土嚢等設置状況と併せて全体状況	施工終了後	同上	設置後全体状況が分かるよう撮影
	舗装工	掘削	舗装等に打ってあるピン等の位置	施工前	ピン等障害物毎に1回	工事終了後復旧が出来るよう
		すき取り	掘削・すき取り状況、厚み、幅員、延長	施工中、終了後	土工延長(40m)毎に1回	
		路盤工補足材	基準高、厚み、幅員、延長	同上	同上 厚みは別	厚み検査(2000㎡以下3箇所、6000㎡以下6箇所)
		乳剤散布	散布状況	施工中	土工延長(40m)毎に1回	機械での散布状況
		As舗装	舗装厚、幅、平坦性、延長、温度	施工中、終了後	土工延長(40m)毎に1回 厚み、温度は別	厚み、温度検査は路盤工に同じ
		切削工	切削厚、幅員、延長	同上	各測点に1回	
	検査 写真	材料検収		形状寸法、水協マーク	検収時	品目毎に1回
			検査実施状況	検査時	同上	同上
水圧検査		開始	基準加圧	加圧開始時	全本管ルート分	1.0MPa水圧をかける【 鑄鉄管 】 1.0MPa水圧をかける【 HPPE 】
		終了	基準加圧	終了時	同上	24時間後監督職員立会いのもと撮影
管布設		ポリピック洗管	ポリピック挿入時、排出時	施工中	ルート口径毎に1回	挿入状況、排出状況を口径、ルート別に撮影
コンクリート		スランプ測定 etc	試験実施状況	試験実施中	種類毎に1回	各規格に則り写真管理すること
盛土材料		粒度試験etc	同上	同上	同上	同上
舗装材料		密度試験etc	同上	同上	同上	同上

V 工事関係書類様式

1. 工事着工届（市 別記様式 1） V-1
2. 工事工程表（市 別記様式 2） V-2
3. 現場代理人・主任（監理）技術者・専門技術者通知書（市 別記様式 3）
. V-3
4. 現場代理人・主任（監理）技術者・専門技術者変更通知書（市 別記様式 4）
. V-4
5. 請負代金内訳書（市 別記様式 5） V-5
6. 工事指示・承諾・協議・提出・報告書（市 別記様式 10） V-6
7. 材料検査（試験）願（市 別記様式 11） V-7
8. 使用材料調書 V-8
9. 工事履行報告書（市 別記様式 14） V-9
10. 工事完成通知書（市 別記様式 16） V-10
11. 工事出来形検査願（市 別記様式 17） V-11
12. 工事日誌（県 第 9 号様式） V-12
13. 工期延長願（市 別記様式 20） V-13
14. 施工体制台帳（市 別記様式 9） V-14
15. 施工体系図（県 第 19-1 号様式） V-15
16. 再生資源利用計画書（県 様式-1） V-16
17. " （県 様式-2） V-17
18. 実施工程表（県） V-18

19. 再資源化に関する提出書類（別紙1・2・別表3）	V-19
20. 断水（洗管）調書	V-22
21. 段階確認報告書	V-23

現場代理人・主任（監理）技術者・専門技術者通知書

年 月 日

(発注者) 多治見市水道事業
多治見市長

『yyyy/mm/dd』で入力する。
入力例:2013/6/6
表示例:平成25年6月6日

(受注者)

印

年 月 日付けで工事請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約約款第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工期 年 月 日
4. 契約金額 円
5. 現場代理人氏名
6. 主任技術者又は
監理技術者氏名
7. 専門技術者氏名

『yyyy/mm/dd』で入力する。
入力例:2013/6/6
表示例:平成25年6月6日

金額のみ入力。
入力例:1000000
表示例:1,000,000 円

『yyyy/mm/dd』で入力する。
入力例:2013/6/6
表示例:平成25年6月6日

- ※1 技術者の資格を証する合格証明書、免状及び登録証の写しを添付して下さい。
- ※2 指定建設業の監理技術者証は『監理技術者資格者証』裏表の写しを添付して下さい。
- ※3 主な実務経験を記載した現場代理人及び技術者の経歴書を添付して下さい。

現場代理人・主任（監理）技術者・専門技術者変更通知書

年 月 日

(発注者) 多治見市水道事業
多治見市長

『yyyy/mm/dd』で入力する。
入力例: 2013/6/6
表示例: 平成25年6月6日

(受注者)

印

年 月 日付で工事請負契約を締結した次の工事について、現場代理人及び技術者を下記のとおり変更したいので、別紙経歴書を添え、工事請負契約約款第10条に基づき通知します。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工期 年 月 日
4. 契約金額 円
5. 変更年月日 年 月 日
6. 変更内容
 - ・ 変更する現場代理人等区分
 - ・ 旧現場代理人等氏名
 - ・ 変更後現場代理人等氏名
 - ・ 変更事由

『yyyy/mm/dd』で入力する。
入力例: 2013/6/6
表示例: 平成25年6月6日

金額のみ入力。
入力例: 1000000
表示例: 1,000,000 円

『yyyy/mm/dd』で入力する。
入力例: 2013/6/6
表示例: 平成25年6月6日

『yyyy/mm/dd』で入力する。
入力例: 2013/6/6
表示例: 平成25年6月6日

現場代理人・主任技術者・
監理技術者・専門技術者等
を記載。

※1 技術者の資格を証する合格証明書、免状及び登録証の写しを添付してください。
※2 指定建設業の監理技術者証は『監理技術者資格者証』裏表の写しを添付してください。
※3 主な実務経験を記載した現場代理人及び技術者の経歴書を添付してください。

工事指示・承諾・協議・提出・報告書

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	
工事番号	第 号		
工事名	工事		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他		
処理 ・ 回答			
発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 {		
	年 月 日		
受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 {		
	年 月 日		

(注) 該当する項目にレチェックして下さい。

総括 監督員	監督員

現場 代理人	主任(監理) 技術者

工 事 履 行 報 告 書

工 事 番 号	第 号		
工 事 名			
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
日 付	令和 年 月 日 (月分)		
月 日	予 定 工 程 % () は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
(記事欄)			

総 括 監督員	監督員

現 場 代理人	主任(監理) 技術者

工事日誌		年度				現場代理人	主任技術者	施工管理担当者
		施	工	概	要			
月・日	天候	気温℃	施	工	概	要	主任技術者	施工管理担当者
(月)								
(火)								
(水)								
(木)								
(金)								
(土)								
(日)								
備	考							

別記様式9 (第7条関係)

年 月 日

施工体制台帳

[会社名]

[事業所]

建設業の 許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般 号	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 知事 一般 号	第 号	年 月 日

工事名称及び 工事内容	自 年 月 日	契 約 日	年 月 日
発注者名 及び住所	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 期	自 年 月 日	契 約 日	年 月 日

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約 下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名	権限及び意見 申 出 方 法
--------------	-------------------

監督員名	権限及び意見 申 出 方 法
現 場 代理人名	権限及び意見 申 出 方 法
監理技術者名	専 任 非専任
専門技術者名 資格内容	専門技術者名
	資格内容
担当工事内容	担当工事内容

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者
住 所	
工 事 名 称 及び工事内容	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契 約 日
	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要の許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般 号	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 知事 一般 号	第 号	年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名 権 限 及 び 意見申出方法	安全衛生責任者名
	安全衛生推進者名
	雇用管理責任者名
主任技術者名 専 任 非専任	専門技術者名
	資格内容
資 格 内 容	担当工事内容

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- 発注者や作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事に限る)
- 発注者や作成建設業者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面又は当該主任技術者又は当該監理技術者が作成建設業者におく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者へ雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

様式1 再生資源利用計画書(実施書) —建設資材搬入工事用—

1. 工事概要 実施書

発注機関	発注担当者チェック欄		記入年月日	平成 年 月 日
	担当者	Tel.		
加盟団体名	請負会社名		工事責任者	
	建設業許可番号	建設業登録番号		
	会社所在地		Tel.	
			FAX	

建設・解体工事のみ記入

工事名	建設資材のうち特定建設資材 廃棄物の再資源化に要した費用	建設面積	m ³	階数(地上)	階
工事施行場所	最終工事請負金額(税込み)	延床面積	m ³	階数(地下)	階
(地先等)	工期(開始)	工期(終了)	構造	用途	
工事概要等	工期(開始) 平成 年 月 日	工期(終了) 平成 年 月 日	再資源化が完了した年月日		
	施工条件の内容				

2. 建設資材利用実績

分類	小分類	規格	利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元(再生資材を利用した場合に記入して下さい)		再生資材の名称	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	再生資源利用率 (B)/(A)*100
					再生資源の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所				
コンクリート				(トン)					(トン)	
				(トン)					(トン)	
				(トン)					(トン)	
合計										
コンクリート及び鉄筋となる建設資材				(トン)					(トン)	
				(トン)					(トン)	
				(トン)					(トン)	
合計										
木材				(トン)					(トン)	
				(トン)					(トン)	
				(トン)					(トン)	
合計										
アスファルト混合物				(トン)					(トン)	
				(トン)					(トン)	
				(トン)					(トン)	
合計										
土砂				(締めm ³)					(締めm ³)	
				(締めm ³)					(締めm ³)	
				(締めm ³)					(締めm ³)	
合計										
砕石				(m ³)					(m ³)	
				(m ³)					(m ³)	
				(m ³)					(m ³)	
合計										
その他(再生資材のみ記入)				(トン)					(トン)	
				(トン)					(トン)	
				(トン)					(トン)	
合計										

説 明 書

年 月 日

多治見市水道事業 多治見市長 様

落札者住所

氏名

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1 説明内容 添付資料のとおり

2 添付資料

①別表（別表1から別表3までのいずれかに必要事項を記載したもの）

- 別表1（建築物に係る解体工事）
- 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
- 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②その他の別添資料（添付する場合）

- 案内図
- 工程表
- 建設業許可証の写し又は、解体工事業登録証の写し
- その他必要な書類

別紙2

1 分別解体等の方法

(1) 建築物に係るもの

□解体工事の場合

□新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合

工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法	工 程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	建築設備・内装材	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由		造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由		基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
				その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	

・分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。

(2) 建築物以外のもの

□解体工事又は新築工事等（土木工事等）

工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工 程 (構造物等名)	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	土工	土工 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

・分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費）

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

税抜き

- ・解体工事の場合のみ記載する。
- ・解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート塊（無筋）		
コンクリート塊（有筋）		
アスファルト・コンクリート塊		
木材		

4 再資源化等に要する費用（直接工事費）

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

税抜き

・運搬費を含む。

別表3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()			
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
建築物に関する 調査の結果	工作物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無 (解体・維持・修繕工事のみ)			
	その他 ()			
工事着手に実施する 措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 ()			
工事着手の時期※		平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ) ※	トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ) 及び 特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事)	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分 又は使用する部分 (注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当箇所には「レ」を付すこと。

水道様式1

提出 令和 年 月 日

断水（洗管）調書	課長	リーダー	グループ	現場担当
工事名	第 一 号 工 事			
断水区域	多 治 見 市 町 丁 目			
断水日時	令 和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
施工業者				
配水区	配水区			
断水戸数	戸			
断水概要				
洗管概要	φ 50 L=	m	V=	m ³
	φ 75 L=	m	V=	m ³
	φ 100 L=	m	V=	m ³
	φ 150 L=	m	V=	m ³
	φ 200 L=	m	V=	m ³
	φ 250 L=	m	V=	m ³
	φ 300 L=	m	V=	m ³
洗管数量	V = m ³			
緊急連絡先	1. 2.			

* 断水及び洗管を行う際、前日までにこの調書を監督員に位置図および手順図を添付して提出すること。

段階確認報告書

		課 長		リー ダー		グ ル ー プ		担 当 者		
工事番号				検査日				監督員		
事業名				報告日				現場代理人		
施工場所										
業者名				請負額				工期		
検査位置					検査内容					
検査測定値及び結果表										
測点	設計値	実測値	差	規格値	判定	断面図				
検査状況及び確認写真										
別添										
指示事項等										

VI 施工計画書作成事例

目 次

1.	工事概要	VI-1
2.	実施工程表	VI-2
3.	現場組織表	VI-4
4.	安全管理	VI-6
5.	緊急時体制	VI-7
6.	交通管理	VI-9
7.	主要機械	VI-10
8.	主要資材	VI-11
9.	施工方法及び仮設備計画	VI-12
10.	施工管理	VI-14
11.	環境計画（現場作業環境の整備）	VI-15
12.	建設副産物の利用処理計画	VI-15
13.	その他	VI-15

1. 工事概要

工事番号	令和〇〇年度 工水改第〇〇—〇〇号		
工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
路線名・河川名	県道〇〇〇〇〇線（仕様書に明記してあるので参考とすること） 市道〇〇〇〇〇線 一級河川〇〇〇川		
工事場所	多治見市〇〇町〇〇丁目地内		
工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日		
請負金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税相当額△, △△△, △△△円）		
工事内容			
(改良)	(支障)		
DIP—GX φ 〇〇管布設工	L=〇〇. 〇m	DIP—GX φ 〇〇管布設工	L=〇〇. 〇m
DIP—GX φ 〇〇管布設工	L=〇〇. 〇m	DIP—GX φ 〇〇管布設工	L=〇〇. 〇m
HPPE φ 〇〇管布設工	L=〇〇. 〇m	HPPE φ 〇〇管布設工	L=〇〇. 〇m
既設管給水装置	N=〇〇箇所	既設給水装置	N=〇〇箇所
		仮配管工	N=1 式
(改良・支障)			
土 工	N=1 式	消化栓設置工	N=〇〇箇所

2. 実施工程表

別紙 (p. VI-3) の様に計画時における詳細な実施工程を工種別に組み、工程管理を予測し、工期内での完成のため、各工種の施工計画日数を考慮し作成して提出する。

- ・ 横棒グラフにて工種別工程管理（工事時期、期間）を書き込む。
- ・ 折線グラフにて工期内全体の予定日程進捗状況をパーセンテージにて**赤色**で書き込む。
- ・ 道路工事抑制期間（夏季休暇、年末年始、GW 等）を考慮し、その部分の工事の進捗を伸ばさないように注意すること。

また工期内においては、工事進捗状況を報告するため、一ヶ月に一回以上実施工程表を作成し、別紙様式 10 (p. V-9) の表紙を付け、監督員に提出し実施工程表を基に今後の工程打ち合わせを行う。

- ・ 施工期間中の実施工程表については、日付、天候を追加し、当初計画を黒にて書き込む。
- ・ 現在の工種毎の進捗状況（進捗管理）を%で明記し実績分を赤色にて書き込み、今後の変更予定を緑色にて修正し書き込む。
- ・ 今後の工程管理について、折線グラフにて全体工程金額を基礎に、終了している実績分を**赤色**で記入し、今後の計画変更分を緑にて書き込む。

3. 現場組織（現場事務所・現場内材料置き場）

所在地 ○○町○丁目○○番地

連絡先 電話番号等（○○○）○○○—○○○○○

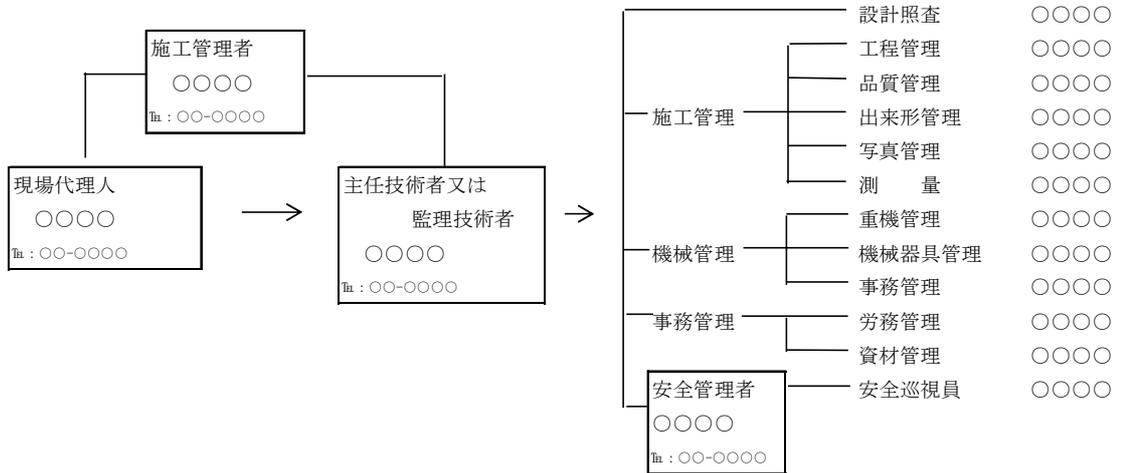


図 VI. 3.1 現場組織図

施工計画書作成時点で、確定できない場合は、不明と書くことを認めるが、極力、提出までに確定し、提出できるように努めること。



図 VI. 3.2 施工体系図

参考)現場組織表内用語説明(施工計画書内に添付不要)

施工管理者	:	工程管理・出来形管理・品質管理・安全管理等を行う者
現場代理人	:	契約の履行に関し工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる者
主任技術者	:	工事現場の技術上の管理を行うための技術者
監理技術者	:	下請け契約の請負代金の額の合計が4500万円を越えた場合の工事現場の技術上の管理を行うための技術者
設計照査	:	工事請負契約約款第18条(条件変更等)及び岐阜県建設工事共通仕様書第1編1-1-3設計図書の照査等において、設計図書の照査を行う者
工程管理	:	工期までに完了させるために、実行計画や工程表を作成し、工事全体のスケジュール管理を行う者
品質管理	:	品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理する者
出来形管理	:	出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理する者
写真管理	:	写真管理基準に定める施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、保管・整理する者
測量	:	現場で測量を行う者
重機管理	:	バックホウやクレーンなどの重機を管理する者
機械器具管理	:	電動工具などの機械器具を管理する者
事務管理	:	経理や、一般的な事務手続きを行う者
労務管理	:	福利厚生や勤怠管理などの労務管理を行う者
資材管理	:	現場で使用する工事用資材、仮設材等を管理する者
安全管理者	:	現場施設内や、作業員の安全を管理する者
安全巡視員	:	工事現場及びその周辺の安全確保に努める者

4. 安全管理

工事現場内の安全管理については、作業員の労働災害の防止並びに疾病を予防すると共に、第三者に対する災害の絶無を図り工事期間中安全巡視を行います。安全対策として下記の組織を構成し、又事故発生時における連絡表を次に定めます。

また安全・訓練等の実施については、ビデオ等または工事報告書に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示します。安全大会（講習会）は、月に1回以上開催します。

1) 安全委員会の構成

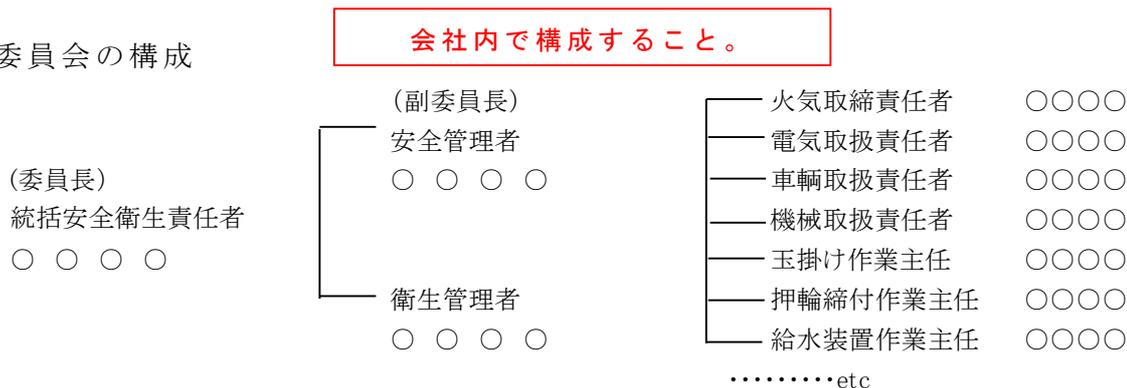


図 VI. 4. 1 安全委員会構成図

2) 事故発生時の連絡表

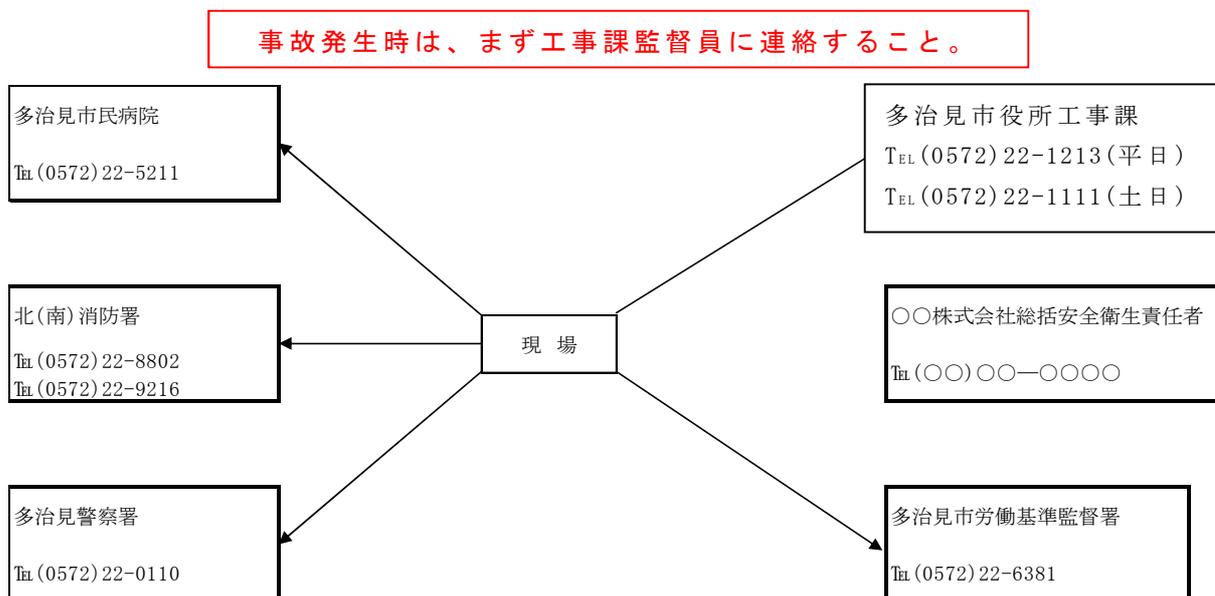


図 VI. 4. 1 事故発生時の連絡網

安全・訓練等の実施報告書は、県施工計画書例（岐阜県トップ＞社会基盤＞県土・都市整備＞技術管理＞岐阜県共通仕様書等＞岐阜県建設工事共通仕様書＞工事関係書類様式集（ダウンロード用））を参照。

ホームページは随時更新されているため、最新バージョンを確認すること。

5. 緊急時の体制

1) 大雨・出水・強風・地震等の異常気象で災害の恐れがある場合

下記の組織構成で体制に入り、必要に応じ現場内をパトロールして警戒し、市監督員へ連絡を行います。

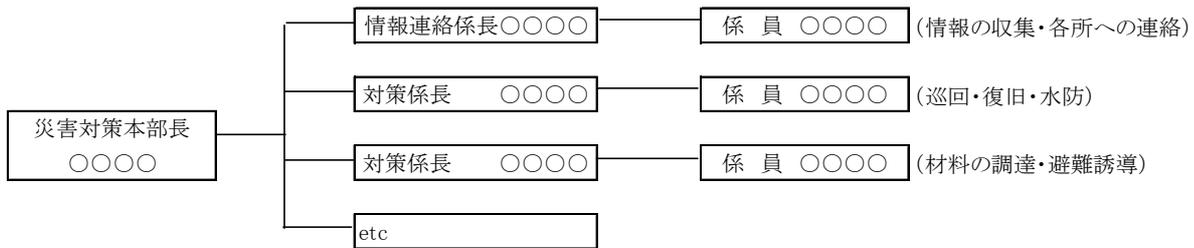


図 VI. 5. 1 災害対策組織図

又作業現場内において事故発生、又はそのおそれがある場合、作業時間内は直ちに体制に入り、現場代理人以下現場組織表の各担当職務に応じて行動します。

なお、事故発生時の連絡系統及び夜間または休日における連絡方法は次項の通りです。

連絡系統は、以下のようにになっているが、まず工事課監督員に連絡すること。

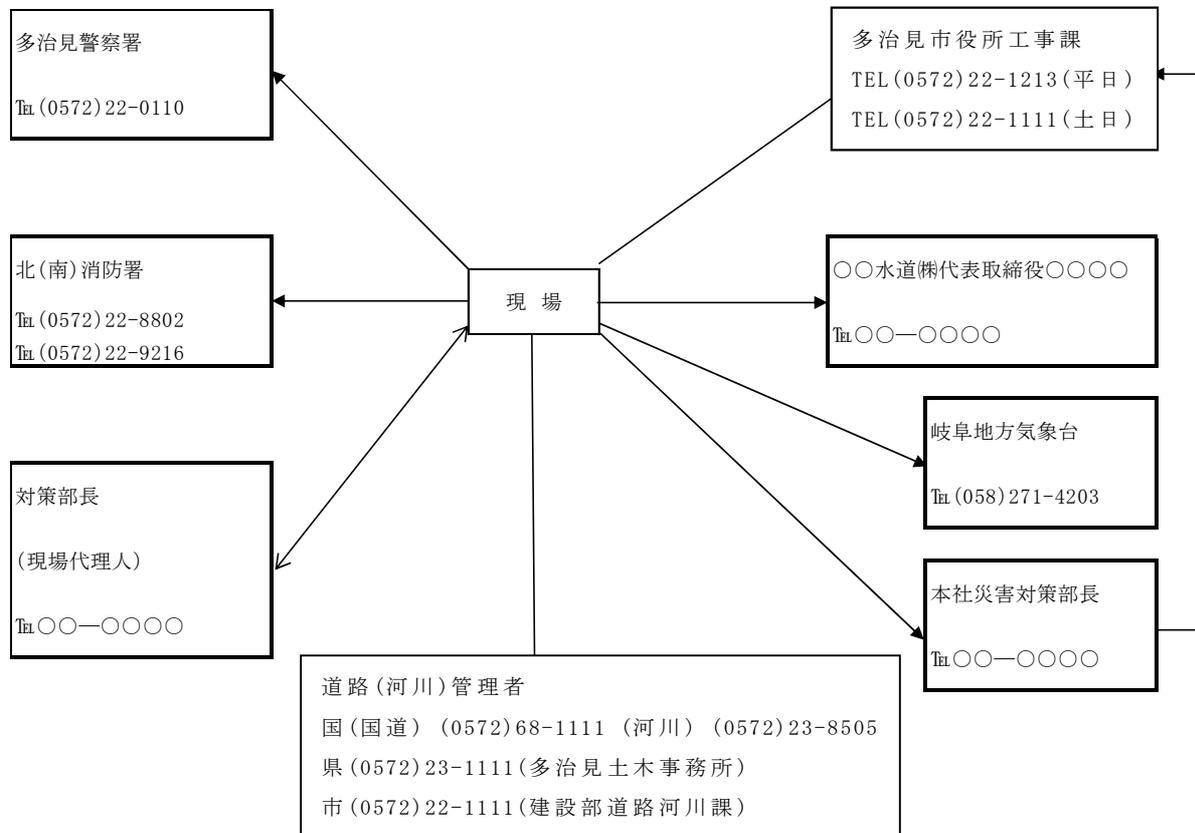


図 VI. 5. 2 連絡系統図

2) 警戒宣言に伴う臨機の措置

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、下記の事項を直ちに実施、工事現場内の安全を確保し、工事中断の措置をとる。

- ① 本管布設掘削工事の場合は、作業を中止し、埋め戻しを行う。
- ② 新設管切り替え作業中で、旧管を切断していない場合は速やかに作業を中止し、埋め戻しを行う。また、旧管を切断し断水作業中の場合は、速やかに作業を中止し、作業開始のための安全を確保した後、速やかに切り替え作業を終了させ埋め戻しを行う。
- ③ 給水管切り替え作業中の場合は、速やかに作業を中止し、作業開始のための安全を確保した後、速やかに切り替え作業を終了させ埋め戻しを行う。
- ④ 機械及び器材等は安全な場所に待機する。

6. 交通管理（県土木工事安全施工技術指針）

（岐阜県トップ＞社会基盤＞県土・都市整備＞技術管理＞岐阜県共通仕様書等＞岐阜県建設工事共通仕様書＞工事関係書類様式集（ダウンロード用））

ホームページは随時更新されているため、最新バージョンを確認すること。

工事標識、保安設備を完備するとともに、特に夜間交通に対するバリケード、工事灯などを配置し十分事故に注意する。

必要に応じ交通整理員を配置して、一般交通車両、歩行者に対する円滑な交通と安全をはかる。

また県土木工事安全施工技術指針に基づき交通管理を行います。

1) 掘削残土運搬に対する注意事項

①ダンプトラックには「〇〇工事専用車」とウインドガラスに標示し、責任運行を行う。

②通学時間帯の運行自主規制を徹底する。

③交通規制、速度制限、載積量を厳守する。

④指定路線以外の通行は禁止するとともに、通学通路及び現場内は徐行運転する。

⑤運行状況及び標識、保安設備等についてパトロールによる自主監視を強化する。

2) 運搬経路図および交通安全施設 別添参照

別紙にて運搬経路と工事標識、迂回路標示等のわかる図を添付する。

7. 主要機械

※主要機械には、設計に計上されている機械を表の様に示し、使用機械の工種を明確にする。

(下記主要機械計画表参照)

表 VI. 7. 1 主要機械計画表

工種	種別	機械名		バックホウ	ダンプトラック	発電機	タンバ
		細別	規格	0.35m3	10t		
		排気ガス対策		○	○		
		低騒音対策					
		低振動対策					
管布設工	DIP管布設工	管布設		○		○	
	仕切弁設置工	弁・筐設置		○		○	
	空気弁 //	弁・筐設置		○		○	
消火栓設置工	消火栓設置工	弁・筐設置		○		○	
土工	掘削工	土砂掘削		○	○		
	埋戻工	土砂埋戻		○	○		○
	残土処理工			○	○		
仮舗装工	舗装工	As運搬			○		

県の施工計画書様式集より抜粋、必要に応じて、加除すること。

8. 主要資材

表 VI. 8. 1 主要資材計画表

品名	規格	単位	数量	製造会社名	管理番号
ダクタイル 鑄鉄管 GX型 (内面粉体)	φ 150×5000直管	本	23	㈱クボタ	No.×××
	φ 150×45° 曲管	本	10	㈱幡豆工業	No.□□□
	φ 150短管1号	本	1	〃	No.⋯⋯
	φ 150短管2号	本	1	〃	No.⋯⋯
	φ 100×4000直管	本	55	㈱クボタ	No.○○○
	φ 100×45° 曲管	本	15	㈱幡豆工業	No.◎◎◎
	φ 100短管1号	本	2	〃	No.⋯⋯
	φ 100短管2号	本	2	〃	No.⋯⋯
	φ 100×751FT字管	本	2	〃	No.⋯⋯
	φ 75×4000直管	本	40	㈱クボタ	No.△△△
	φ 75×45° 曲管	本	25	㈱幡豆工業	No.○△□
	φ 75短管1号	本	4	〃	No.⋯⋯
	φ 75短管2号	本	4	〃	No.⋯⋯
	ソフトシール仕切弁	φ 150(受挿し口付)	個	1	㈱清水鐵工
φ 100(両受け口付)		個	2	〃	No.⋯⋯
φ 75(両フランジ)		個	4	〃	No.⋯⋯
仕切弁BOX	TB-21	個	7	㈱川彦	No.□△○
単口地下式消火栓	φ 75	個	1	〃	No.⋯⋯
地下式急排空気弁	φ 75	個	1	〃	No.⋯⋯
地下式消火栓用BOX	H=800	個	1	㈱川彦	No.⋯⋯
分水栓	DIP用 φ 100×20	個	20	前澤給塗工業	No.⋯⋯
etc					

※JWWA 製品、JIS 製品、コンクリート二次製品合格品、積ブロック指定認可品、アスファルト混合物事前審査制度認定品及び水道課登録済高頻度使用材料については管理番号も記入すること。

9. 施工方法及び仮設備計画

(岐阜県トップ>社会基盤>県土・都市整備>技術管理>岐阜県共通仕様書等>岐阜県建設工事共通仕様書(平成29年10月1日版)>工事関係書類様式集(ダウンロード用)) [<http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/kouji-yousikiH292.html>] を参照。

ホームページは随時更新されているため、最新バージョンを確認すること。

1) 一般事項

① 作業時間及び休日または夜間作業

イ) 作業時間

集合体操	〇〇時〇〇分	～	△△時△△分
業務打合せ	〇〇時〇〇分	～	△△時△△分
作業開始	〇〇時〇〇分	～	△△時△△分
昼食休み	〇〇時〇〇分	～	△△時△△分
作業終了	〇〇時〇〇分	～	△△時△△分
休憩	午前、午後に各□□分間		

ロ) 休日

日曜日

夏季休業 〇〇月〇〇日 ～ △△月△△日

冬季休業 〇〇月〇〇日 ～ △△月△△日

ただし、作業の区切りその他により就業時間を変更する場合は、監督員に報告して実施する。

休日・夜間作業届については基本提出を不要とし、口頭、電子メールでの連絡とする。ただし、現道上の工事については、書面により提出する。施工計画書に予め示している場合や、週間工程打合せなど、発注者・受注者双方が書面により、事前に作業日や理由を把握している場合は、提出（連絡）は不要とする。

2) 工 法

1. 現 地 照 査 : 工事図面に合わせ現地測量し、管理用ポイントを現地に決め、既設管や仕切弁、給装置等の位置を確認、照査し工事図面と照し合せ、差異があれば監督員と協議すること。
2. 舗 装 切 断 : ルートごとに管径に合せた幅で掘削断面以外に影響を与えない様、舗装切断を行う。
3. 掘 削 工 : バックホウ、人力により規定の掘削幅、掘削深にて床堀を行い、床付け箇所を均しを行い、掘削残土はダンプトラック、人力にて一時搬出する。設計以上の過堀を行わない。
4. 砂基礎・管布設 : 機械にて砂基礎を転圧し、転圧後 10cm の厚み管理をした後、使用材料の外形等、不備が無いかを確認し、埋設する。埋設する際に所定の方法（機械・人力）で管を吊り降ろし、熟練工にてメーカーマークを上に向け管口の清掃後、ジャッキにて規定の位置まで挿入し、

(トルクレンチを使用し定められたトルクの力で押輪、フランジのボルトを締め付け) 管理手順に則り、規定(10cm)の被りで挿入長さ、ふり角度を守り布設した後、防護用砂を管頂10cm以上敷均し転圧後10cmとする。管横部に至っては転圧が利きづらいため、棒状のものでつき固め、全体をタンバ等でしっかりと転圧する。また切り管加工については、所定の手順に沿って加工し布設する。

5. 付属施設設置 : 仕切弁、空気弁、消火栓を規定の材料の組み合わせにより、規定の深さで設置し、基礎砂をしっかりと転圧したのち、バルブボックス用底盤を規定の深さに設置し、バルブボックスを舗装高さに合わせて設置する。
6. 埋 戻 し : 砂基礎から上20cmを良質な埋め戻し材(発生土含む)を使い、機械にて埋戻し、タンパにて良く転圧する。以降、20cm以内の埋め戻し厚にて転圧して、各層毎に管理する。
7. 埋設テープ設置 : 埋め戻し転圧後、管上から30cm位置に、埋設表示テープを埋設管の真上となる様布設する。
8. 仮 舗 装 工 : 毎日工事終了前に当日掘削した箇所を、GLから定められた仮舗装厚を残した高さまで機械転圧し、機械(噴霧器等)にて全面に乳剤散布したのち仮舗装し、タイヤローラ等転圧機にて転圧し保安施設を復旧し開放する。
9. 給水装置設置工 : 本管に傷を付けないようバックホウにて掘削し、本管に水を張ってからサドルを取付けて、穿孔機にて穿孔し密着コアを設置後、給水管を接合する。給水装置設置箇所に保護用ビニールを巻き、本管と直角に給水管を決められた深さでたわませ、余裕を持たせて布設し、官民境界1m以内の目視しやすく、自動車等乗りにくい箇所にメーターボックスを設置し、宅内配管を切り替える。

3) 仮設備計画

- ① 仮給水管布設 : 本工事において給水不可能となる箇所をリストアップし、工事に影響のない箇所から仮配管(φ○○)を立ち上げ、自動車・歩行者の交通等の邪魔にならぬよう仮配管をし、冬期においては凍結しないよう配慮し、切り替え作業、配管布設状況が分かるよう管理し、各家庭に給水する。
- ② 運搬道路の維持補修 : 運搬道路の維持管理は十分行うこととし、特に路面の凹凸が著しい場合は切込碎石などを補充したのち、アスファルトにより速やかに補修を行う。また砂利道で砂ほこりの多い場所はただちに散水を実施する。

10. 施工管理（別紙（p. Ⅲ-2～4）施工管理基準に沿って作成すること）

1) 工程管理

別紙、実施工程表（p. VI-3）を作成添付し、日々工程を管理し、各週毎に工事の進捗状況を確認し実施工程表にて管理し、毎月1回以上監督員に報告する。

（作成方法については、VI施工計画書作成事例の2.実施工程表に記載）

2) 出来形管理

別紙（p. Ⅲ-2～4）施工管理基準により、出来形管理を実施し、別紙出来形管理表（p. Ⅲ-5～8）、継手チェックシート（p. Ⅲ-9～18）に書き込み表紙を付けて提出する。

3) 品質管理

品質管理はJIS規格、JWWA規格、岐阜県品質管理基準及び規格値等に基づき実施する。

また、使用材料については、納入時と同様の品質を管理するため、ベニヤ、コンテナ等を下に敷き、風雨のあたらない様にシート等を掛け、納入時と同様の品質を管理する。

新品同等の品質が管理できていないものについては、速やかに撤去し交換する。

別紙（p. IV-3、4）写真管理項目表から必要な項目を抜き出して添付

4) 写真整理

工事写真は、県写真管理基準に準じ、下記の写真管理項目表に則って実施する。なお撮影及び編集に際しては、下記の項目を、工事看板施工箇所と対比出来るように明記し撮影する。また写真管理においても、下記の項目を明記し管理する。

完成写真については、施工物件の位置を赤色で示し、工種と数量を明記する。工事写真中で工事前、完成写真双方については、一対で対比できるよう整理する。

なお、撮影及び編集に際しては、目的、表現が明確になるよう創意に努める。また写真は整理後に保管する。

工事終了後、市役所監督員より写真の焼き増し等指示があった場合は速やかに指示部数を提出する。

工事写真撮影時の明記項目

工事名、工種等、測点（位置）、設計寸法（黒または白書）、実測寸法（赤書）、略図等

写真帳管理項目

工種等、測点（位置）、設計寸法（黒書）、実測寸法（赤書）等

11. 環境計画（現場作業環境の整備）

本工事に伴って発生する振動、騒音については、特定建設作業実施届出書を提出し、公害規制法条例等にふれる場合はもちろんの事、単に工事による迷惑を及ぼす程度の場合であっても、出来るだけ工事に伴う騒音、振動などを生じない様、又、重機等のエンジンを必要以上ふかさないう工法、機械（低振動・低公害車）を選定し、作業時間の短縮、変更を考慮し影響の軽減に努力する。

河川の水質汚濁防止には、排水に当り沈砂タンク（相当品可）を据え付け、泥分を沈殿させ、放流先は吸出材（相当品可）を張り、完全に濁水を無くし放流する。

なお、工事中地元住民等より苦情又は、意見があった場合は、丁寧に対応し、ただちに監督員に報告し、対処する。

また、現場で使用する重機等の建設機械は、環境に配慮した低騒音、低公害車を使用し、写真等の提出は不要とする。ただし、監督員、検査員の要求があった場合には速やかに提示する。

12. 建築副産物の利用処理計画

再生資材の搬入及び再生資源の搬出に当たっては、別紙様式 1・仕様書 p. 67（再生資源利用計画書）

残土処分について自社処分場であれば、その証明の出来る書類、第三者の土地である場合は、地主の承諾書と位置図、搬入経路図は添付する。

建設廃材についてはマニフェスト（E票）のコピーを添付する。

また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、定められた事について、別紙の資料を契約時に提出する。

13. その他

耐震設計を踏まえ材料承認されている材料の中で設計単価内において、継輪、ゴム輪、異種管等、より良い材料を積極的に使用すること。

既設本管へのつなぎ込みなど給水を停止して行う工事の時は、監督員に連絡し地元住民に工事内容を周知徹底してから、短時間で行うこと。断水作業によって起こった苦情等については当社にて責任を持って対処すること。

工事において当初と異なる事については、監督員に速やかに協議書にて連絡し協議を行い対処すること。

また工事期間中に工事箇所内で起きた事故、工事の影響で発生した問題、苦情等については、市役所監督員に報告し、速やかに受注者にて対処すること。